

第三十三回国会

災害地対策特別委員会議録 第八号

(六四)

昭和三十四年十一月十二日(木曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 南條 德男君

理事江崎 真澄君 理事田村 元君

理事小林 正美君 理事佐藤觀次郎君

理事塚本 三郎君 耕君 小川 平二君

大坪 保雄君 木村 俊夫君 小島 徹君 河野 孝子君 世耕 弘一君 田中 正巳君 德安 丹羽 坊 増田 甲子七君 足鹿 幸一君 大野 角屋堅次郎君 金丸 太田 伊藤よし子君 丹原 弘市君 中島 巍君 加藤 鎌造君

(農林事務官) 増田 盛君
 林野庁長官 山崎 齊君
 建設政務次官 大澤 雄一君
 建設事務官 關盛 吉雄君
 (計画局長) (河川局長) 建設技官 山本 三郎君
 (住宅局長) 官 稲田 治君

委員外の出席者

議員 角屋堅次郎君

厚生事務官 小林 正美君

(社会局施設課長) 議員 八木 一男君

瀬戸新太郎君

十一月十一日

委員小坂善太郎君及び中島巖君辞任

につき、その補欠として渡海元三郎君

及び八木一男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

同月十二日

委員小坂善太郎君及び中島巖君辞任

につき、その補欠として渡海元三郎君

及び八木一男君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十二日

委員小坂善太郎君及び中島巖君辞任

につき、その補欠として渡海元三郎君

及び八木一男君が議長の指名で委員に選任された。

十六名提出、衆法第三号)

農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎外十

六名提出、衆法第四号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第五号)

天災による被害中小企業者等に対する

資金の融通等に関する特別措置法

案(田中武夫君外十七名提出、衆法第六号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害により

被害を受け生計が困難である者の生

活の保障に関する特別措置法案(八

木一男君外十九名提出、衆法第七号)

昭和三十四年八月及び九月の風水害

による任意共済に係る保険金の支払

等にあたるための資金の融通に関する

特別措置法案(内閣提出第一九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害による

消費生活協同組合の協同施設等の災

害復旧に関する特別措置法案(岡本

隆一君外十六名提出、衆法第八号)

緊急砂防事業及び治山事業促進のための特別行政措置に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一四〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四一號)

同(原茂君紹介)(第一四二號)

同(松平忠久君紹介)(第一四三號)

台風等による果樹園芸の災害対策に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一四三號)

宇治川右岸築堤促進に関する請願(渥美半島沿岸の防災事業に関する請願(岡本隆一君紹介)(第一三三一號)

同(松平忠久君紹介)(第一三三二號)

同(松平忠久君紹介)(第一三三三號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一三四四號)

同(原茂君紹介)(第一四五五號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五六號)

十五分台風による被災者救援に関する請願(穂積七郎君紹介)(第一三三五號)

同(赤路友藏君紹介)(第一七七八號)

同(淡谷悠藏君紹介)(第一七九號)

同(太田一夫君紹介)(第一八〇號)

同(勝澤芳雄君紹介)(第一八一號)

同(川村繼義君紹介)(第一八二號)

同(久保鶴松君紹介)(第一八三號)

同(栗原俊夫君紹介)(第一八四號)

同(五島虎雄君紹介)(第一八五號)

同(多賀谷眞稔君紹介)(第一八七號)

同(滝井義高君紹介)(第一八八號)

同(原彪君紹介)(第一八九號)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第一九〇號)

同(八木一男君紹介)(第一九一號)

同(山下榮一君紹介)(第一九二號)

同(山本幸一君紹介)(第一九三號)

同(横山利秋君紹介)(第一九四號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一九五號)

同(松平忠久君紹介)(第一九六號)

同(忠久君紹介)(第一九七號)

同(松平忠久君紹介)(第一九八號)

同(松平忠久君紹介)(第一九九號)

同(松平忠久君紹介)(第一九九一號)

同(松平忠久君紹介)(第一九九二號)

同(松平忠久君紹介)(第一九九三號)

同(松平忠久君紹介)(第一九九四號)

(第二三九號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四〇號)

同(原茂君紹介)(第一四一號)

同(松平忠久君紹介)(第一四二號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四三號)

同(原茂君紹介)(第一四四號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四五六號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五七號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五八號)

同(原茂君紹介)(第一四五九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇四號)

同(原彪君紹介)(第一五〇五號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇六號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇七號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇八號)

同(原彪君紹介)(第一五〇九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一〇號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一二號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一四號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一五號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一六號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一七號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一八號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二〇號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二二號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二四號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二五號)

(六四)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四〇號)

同(原茂君紹介)(第一四一號)

同(松平忠久君紹介)(第一四二號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四三號)

同(原茂君紹介)(第一四四號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四五六號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五七號)

同(原茂君紹介)(第一四五八號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五九號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇二號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇三號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇四號)

同(原彪君紹介)(第一五〇五號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇六號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇七號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇八號)

同(原彪君紹介)(第一五〇九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一〇號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一二號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一四號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一五號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一六號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一七號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一八號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二〇號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二二號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二四號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二五號)

(六四)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四〇號)

同(原茂君紹介)(第一四一號)

同(松平忠久君紹介)(第一四二號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四三號)

同(原茂君紹介)(第一四四號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四五六號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五七號)

同(原茂君紹介)(第一四五八號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五九號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇二號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇三號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇四號)

同(原彪君紹介)(第一五〇五號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇六號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇七號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇八號)

同(原彪君紹介)(第一五〇九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一〇號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一二號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一四號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一五號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一六號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一七號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一八號)

同(原彪君紹介)(第一五〇一九號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二〇號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二一號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二二號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二三號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二四號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇二五號)

(六四)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四〇號)

同(原茂君紹介)(第一四一號)

同(松平忠久君紹介)(第一四二號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四三號)

同(原茂君紹介)(第一四四號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四五六號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五七號)

同(原茂君紹介)(第一四五八號)

同(松平忠久君紹介)(第一四五九號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五〇號)

同(松平忠久君紹介)(第一五〇一號)

係る共済金の交付に関して必要とする資金の貸付の業務を行うことができる。

2 前項の規定により基金が資金の貸付を行うことができる限り、農業災害補償法第百三十条の二に規定する事業に係る建物についての同項に規定する風水害の状況及び同項に規定する資金の貸付を受ける必要的程度を勘案して、農林大臣が指定する。

第一条 基金から貸付を受けた前項の規定による資金は、同項に規定する保険金の支払又は共済金の交付以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合には、農業共済基金法第三十六条第二項の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

農業共済基金から、農業共済組合連合会に対し、当該農業共済組合連合会が昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた建物についての任意共済に係る保険金の支払等にあてるため必要とする資金の融通を行うことができるようとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○南條委員長 まず、本案の趣旨について政府の説明を求めます。大野農林

○政務次官

○大野政府委員 昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法案につきまし

て、その提案理由の御説明を申し上げます。

今回の第七号台風、伊勢湾台風等によりまして、農家の建物に甚大な損害をこうむりましたので、農業共済組合連合会の建物共済にかかる保険金の支払い等も相当額に上っており、こ

とに愛知、三重、岐阜、山梨、群馬の五県の連合会は、手持ちの資金のみで保険金の支払い等が困難な状況であります。

政府といたしましては、この事業が任意共済であります建前から、できる限りみずから努力により対処するよう指導いたしましたが、自主的な解決はきわめて困難な実情でありますので、被災農家にできるだけすみやかに共済金の支払いを行なうため

に、保険金の支払い等に充てるための資金を融通する特別措置を講ずる必要が生じて参ったのであります。

この融資につきましては、農業共済基金は、その資本金の半額である十五億円が同基金の会員である農業共済組合連合会の出資によるものであることから、臨時応急の措置として、同基金から行なわしめることいたしました。しかしながら、農業共済基金法によりますと、農業共済にかかる保険金の支払いに關して、会員である農業共済組合連合会が必要とする資金以外の資金の貸付ができないことになつておりますので、任意共済に

かかるものについては、特別法により農業共済基金の業務に特例を設ける必要があります。これがこ

ります。

次に、この法律案の内容といま

しては、今年八月及び九月の風水害を受けた建物についての任意共済にかかる保険金の支払い等に要する資金に限り、特に農業共済基金から貸付を行なうことができるものとするとともに、この場合、対象となる農業共済組合連合会は被災状況、資金需要等を勘

定するものであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を改正する法律

案して農林大臣が指定することとし、さらに、この資金の貸付を受けた農業共済組合連合会は、借り入れの目的外にこれを流用してはならないことを規定するものであります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「蘭の減収による損失額」の下に「並びに天災による家畜（家きん）を含む。以下同じ）の流失、へい死等による損失額の合計額」を加える。

第二条第一項中「蘭の減収による損失額」の下に「並びに天災による家畜の流失、へい死等による損失額の合計額」を加える。

第三条第一項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

第五号、第七号及び第九号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第六号、第八号及び第十号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第七号、第九号及び第十一号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第八号、第十号及び第十二号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第九号、第十一号及び第十三号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十号、第十二号及び第十四号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十一号、第十三号及び第十五号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十二号、第十四号及び第十六号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十三号、第十五号及び第十七号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十四号、第十六号及び第十八号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十五号、第十七号及び第十九号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十六号、第十八号及び第二十号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十七号、第十九号及び第二十二号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十八号、第二十号及び第二十四号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第十九号、第二十一号及び第二十三号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十号、第二十二号及び第二十五号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十一号、第二十三号及び第二十七号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十二号、第二十四号及び第二十六号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十三号、第二十五号及び第二十八号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十四号、第二十六号及び第二十九号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十五号、第二十七号及び第三十号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十六号、第二十八号及び第三十二号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十七号、第二十九号及び第三十四号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十八号、第三十号及び第三十六号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第二十九号、第三十一号及び第三十八号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第三十号、第三十二号及び第三十九号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第三十一号、第三十三号及び第四十号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第三十二号、第三十四号及び第四十二号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第三十三号、第三十五号及び第四十四号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

第三十四号、第三十六号及び第四十六号中「経費の一部」及び「経費の百分の八十以内」を「経費の全部又は一部」に改める。

案 右六案を一括議題とし、審査に入ります。

者的生活の保障に関する特別措置案 右六案を一括議題とし、審査に入ります。

被災農業者に貸し付けられる場合はその額に三万円を加えた額」を「三

十万円（もつばら家畜の飼養を業務とする被災農業者又はうなぎ若しくは真珠の養殖を業務とする被災漁業者に貸し付けられる場合は六十万円、その他の政令で定める水産動植物の養殖を業務とする被災漁業者に貸し付けられる場合は四十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千円）の範囲内で政令で定め

る額のどちらか低い額（果樹栽培する被災農業者又は家畜を所有する被災農業者（もつばら家畜の飼養を業務とする被災農業者を除く）に貸し付けられる場合はその額に十万円を加えた額）に、同項第二号中「五年」を「八年（すえ置期間三年以内を含む）」に、同項第三号中「年五分五厘」を「年四分五厘」に、「年六分五厘」を「年四分五厘」に、「年六分五厘」を「年五分五厘」に改める。

第二条第七項中「年六分五厘」を「年五分五厘」に改める。

第三条第一項第一号、第三号、第五号、第七号及び第九号中「経費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

第五号、第七号及び第九号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第六号、第八号及び第十号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第七号、第九号及び第十一号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第八号、第十号及び第十三号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第九号、第十一号及び第十五号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十号、第十三号及び第十七号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十一号、第十三号及び第十九号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十二号、第十四号及び第二十号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十三号、第十五号及び第二十二号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十四号、第十六号及び第二十四号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十五号、第十七号及び第二十六号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十六号、第十八号及び第二十八号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十七号、第十九号及び第三十号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十八号、第二十号及び第三十二号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第十九号、第二十一号及び第三十四号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第二十号、第二十二号及び第三十六号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

第二十一号、第二十三号及び第三十八号中「絏費の一部」及び「絏費の百分の八十以内」を「絏費の全部又は一部」に改める。

2 前項の規定により基金が資金の貸付を行うことができる限り、農業災害補償法第百三十条の二に規定する事業に係る建物についての同項に規定する風水害の状況及び同項に規定する資金の貸付を受ける必要的程度を勘案して、農林大臣が指定する。

第一条 基金から貸付を受けた前項の規定による資金は、同項に規定する保険金の支払又は共済金の交付以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合には、農業共済基金法第三十六条第二項の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

農業共済基金から、農業共済組合連合会に対し、当該農業共済組合連合会が昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた建物についての任意共済に係る保険金の支払等にあてるため必要とする資金の融通を行うことができるようとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○南條委員長 まず、本案の趣旨について政府の説明を求めます。大野農林

までに第二条第一項の規定により

整備計画をたてたものに対する第

三条の規定の適用については、同

条中「五年」とあるのは「八年」

とする。

4 第二項の地域内の農業協同組合

に対する第六条の規定の適用につ

いては、合併によつて解散した農

業協同組合が第二項の規定により

整備組合となつたものである場合

を除き、同条第一項中「五年」と

あるのは「八年」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

この法律は、公布の日から施行す

る。

昭和三十四年七月、八月及び九月

の大水害又は風水害により著しい被

害を受けた地域内の農業協同組合に

対し、新たに農業協同組合整備特別

措置法の適用を受けられるようす

るため、指定期間を二年延長し、ま

た既に適用を受けている組合の整備

計画を立て直すため、整備計画完了

の期間を三年延長し、もつて、災害

による不振農業協同組合の整備を行

い、その発展をはかることが必要で

ある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

第四条第一項中「七百三億七百万円」を「七百八十三億七百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行す

る。

2 第四条第一項の改正に伴い政府

から出資すべき金額は、昭和三十

四年度において出資するものとす

る。

昭和三十四年七月、八月及び九月

の大水害及び風水害による被害農林

漁業者の経営の回復及び振興を促進

するため、公庫への政府出資を八十

億円増額し、もつて公庫の原資を増

加させる必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

進と経営の安定とを図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「天災」とは、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮等の異常な天然現象であつて、これらによる被害が著しく、かつ、その被害地域の民生の

安定に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するものをいう。

この法律において「被害中小企

業者等」とは、中小企業者、中小企

業等協同組合その他の主として

中小規模の事業者を直接又は間接

の構成員とする団体(以下「中小企

業者等団体」という)であつて、

企業等協同組合その他の主として

中小規模の事業者を直接又は間接

の構成員とする団体(以下「中小企

業者等団体」という)であつて、

天災ごとに政令で指定する地域内

に事業所を有し、かつ、天災によつて損害を受けたもの及び中小企

業者団体である。このをいう。

この法律において「被災小企業

者等」とは、前項の被害中小企

業者等のうち、常時使用する従業員

の数が五人(商業又はサービス業

を主たる事業とする事業者につい

ては、二人)以下の小規模の事業

者、事業協同小組合及び事業協同

小組合を会員とする協同組合連合

会であつて、天災ごとに政令で指

定する地域内に事業所を有し、か

つ、天災によつて損害を受けたも

の並びに事業協同小組合及び事業

連合会であつて、その構成員の中

に天災ごとに政令で指定する地域

内に事業所を有し、かつ、天災によつて損害を受けた者を含むものをいう。

4 この法律において「復旧事業資

金」とは、被害中小企業者等(天

災によつて損害を受けなかつた中

小企業者団体であつて、その構成員の中に天災ごとに政令で指定す

る地域内に事業所を有し、かつ、

天災によつて損害を受けた者を含

むものにあつては、その損害を受

けた構成員)の事業の復旧に必要

な資金(企業組合以外の中小企

業者団体については、共同施設に係

るものに限る。)をいう。

この法律において「事業協同組

合等の災害復旧事業」とは、事業

協同組合、事業協同組合を会員

とする協同組合連合会(商工組

合又は商工組合連合会で天災ごと

に政令で指定する地域内に事業所

を有するものがそれぞれその構成

員の事業のため共同利用に供す

る施設及び天災ごとに政令で指

定する地域内に事業所を有する企

業組合の施設であつて、政令で定

められたもののうち天災によつて損害

を受けたものを、これらの者が

原形に復旧することを目的として

行う事業(原形に復旧することが

困難又は不適当な場合においてこ

れ代るべき必要な施設をするこ

とを目的とするものを含む。)を

いう。

(特別金利の適用)

第三条 中小企業金融公庫及び国民

金融公庫は、被害中小企業者等で

あつて政令で指定するものに対し

天災ごとに政令で定める期間内に

貸し付けた復旧事業資金のうち被

害中小企業者等一人につき次の各

号に定める金額に達するまでの額

については、その利率を、貸付を

行つた日から三年を限り、年六分

五厘以内で政令で定める率としな

ければならない。

一 被害中小企業者等に対する次

の各号以外の貸付については、

一百五十万円。ただし、その被害

中小企業者等の所轄する中小企

業者団体が当該被害中小企業者

等に対し転貸されることとなる

復旧事業資金の貸付を受けてい

るときは、その転貸に係る復旧

事業資金の額を控除した金額

千円に対する貸付については、一

千円

二 被害中小企業者等たる中小企

業者団体の共同施設に必要な設

備に対する貸付については、そ

れぞれその構成員に転貸される

こととなる金額のうち百五十万

円(その構成員が既に復旧事業

資金の貸付を受けているとき又

はその所轄する中小企業者団体

が当該被害中小企業者等に対し

転貸されることとなる復旧事業

資金の貸付を受けているとき

は、それらの額を控除した額)ま

での額に相当する金額の合計額

公庫は、被害中小企業者等であつて

政令で指定するものに対し天災ご

とに政令で定める期間内に貸し付

農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七

年法律第三百五十五号)の一部を次

のように改正する。

けた年度（当該年度において当該利子補給又は補助のために支出すべき金額の一部を翌年度において支出することについての主務大臣の承認（以下この項において「主務大臣の承認」という。）があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該都道府県が当該利子補給又は補助のために支出した金額（その金額の全部又は一部につき返還があつた場合には、当該返還金に相当する金額を除いた金額）が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を当該年度の終了後（当該年度の終了前に事業協同組合等の災害復旧事業が終了した場合又は主務大臣の承認があつた場合においては、当該事業の終了後）遅滞なく國に返還しなければならない。

（中小企業振興資金助成法の償還

期間の特例
第十一條 都道府県は、中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、天災による被災以前に被害中小企業者等に貸し付けたものについて、は、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年をこえない範囲内で延長することができる。

期間の特例)

害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案

目的

第一条 昭和三十四年七月及び八月

又

は、その法律の定めるところによ

ては

(費用の支弁)

わ
な
い。

支弁

本年度約二十七億五千万円の日
本施行に要する経費として
ある。

月の水見込で、は、し、その者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律等百四十四号）、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一号）その他政令

これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するためには現物を輸出する必要があるときは、現物を輸出するに付する」とによつて行つたことがわかる。

2 要した費用の全部又は一部を徴収することができる。
附 則
この法律は、公布の日から施行す
生活保護法第七十七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第一類第一号 災害地対策特別委員会議録第八号

昭和三十四年十一月二日

20

理
由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者で、生計が困難であるものの生活の保障に關し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由であつる。

本案施行に要する経費と川

本年度約二十一億円の見込である。

○南條委員長 ます、各案の趣旨について、順次提出者の説明を求めます。

角屋議員　元災いの本補償費林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この改正法律案の内容のおもなる点を要約いたしますと、次の点にまとめることができます。

を要綱いたしましと
次の一言いまとあ
ることができます。

る問題であります。現在、経営資金を借り入れることのできる被害農業者及び特別被害農業者は、農作物または畜生について被害を受けた者に限られております關係上、家畜または家禽を飼養している農家が被害を受け、畜産物による収入が減少した場合にも、これは被害額及び損失額に算入されないことになつております。このため、本法の趣旨を実現する上に著しい不均衡を生ずる場合があり、この不合理是正の必要性は從来も痛感されてきたところで

あります。そこへこのたび本年度の相次ぐ風水害が発生し、これによる家畜、家禽の飼養農家の被害はきわめて甚大でありましたので、どうしてもその点を是正することが必要となりました。そこで、新たに畜産物被害を被った。そこで、新たに畜産物被害を被った額及び損失額に算入することに改めた次第であります。

第二点は、経営資金の使途に関する改正であります。第一点の改正に伴い、経営資金の使途についても、従来の規定に加えて、家畜または家禽の購入資金を加えることといたしました。また、漁業経営者が、被害復旧とあわせて、無動力船の動力化等の近代化を促進するため、小型漁船「政令で定める」の購入資金も加えることといたしました。

第三点は、融資限度額の問題であります。最近は、農林漁業経営の技術、施設等の近代化が著しく、現行の経営資金の限度額では実情に適さなくなつております。そこで、これを農林漁業の経営の実態に即して引き上げることが必要であります。本案におきましては、一般の農業者を従来の十五万円から三十万円に改め、また、養畜業者、ナギ養殖業者または真珠養殖業者は六十万円に、政令で定めるその他の水稲動植物の養殖業者は四十万円といった一いたしました。被害農業者が果樹を栽培している場合は、所有している場合は、三十万円に十万円を加えて四十万円といたしました。漁具購入資金については、第二点の小型漁船購入資金も含めて從来通り一千万円で十分と考えられることはまことにいたしました。

では、償還期限は五年以内となつてお
りますが、これでは災害による被害か
ら經營を立ち直らせる時間と比較して
不十分と思われますので、据え置き三
年以内を含めて八年以内と改めまし
た。また、利率についても、被害農林漁
業者の利子負担を軽くしてその經營
の回復を促進するため、開拓者の年五
分五厘を年四分五厘に、一般の年六分
五厘を五分五厘に改めることいたし
ました。

襲しました台風または集中豪雨による被害は、台風第十五号を頂点として未曾有の大規模に上り、政府の発表による七月以降台風第十五号までの農地、農林水産業施設の被害総額だけを取り上げてみても七百九十八億の膨大な額に達し、これが災害復旧に抜本的な対策を必要とするることは、けだし当然のことであります。本改正法案は、かかる深刻かつ、壊滅的な被害の実態にかんがみ、積極的な改良復旧による再度災害の防止、高率補助の適用、農地等の災害復旧事業対象の実情に即する範囲の拡大等について所要の改正を行ない、もって農山漁村における災害復旧の根幹をなす農林水産業施設の災害復旧について万全を期した次第であります。以上が本改正法案の提案の理由であります。

第一は、農地の中に採算放牧地またはワサビの育成の用に供される土地を、農業用施設の中に牧道を加え、また共同利用施設の中に農業協同組合等の所有する事務所を追加し、同時に、政令で定める農林水産業者の組織する団体の共同利用施設も適用範囲とするよう改正し、かつ、共同利用施設の通常の補助率十分の一を十分の五に引き上げる等、適用範囲の拡大、補助率の引き上げを行なうこととしたとしております。

第三は、附則をもつて本年度七月、八月及び九月の大水害または風水害による農地等の災害復旧事業の事業費に対する補助率は、政令で指定する地域については、昭和二十八年災害以上の特別措置をとる前をもつて十分の九・五とし、特に干拓地における農地等の災害復旧事業については全額国庫負担として、被害激甚地における災害復旧に画期的な國の補助助成を行なうこととしたいたしたのであります。被害の著しいところの指定については、昭和二十八年災害の政令指定を参考として、これに準じた基準を設ける予定であります。

第四は、前項と同じ本年度災害復旧事業の場合、開拓地における農舍及び畜舎、本産動植物の養殖施設は、従来の例にならない共同利用施設とみなして措置するとともに、新たに漁業者の所有する小型漁船(総トン数十トン未満)をも含め、小型漁船の建造または取得について国の補助助成の道を開くこととしたのであります。小型漁船の建造または取得に関する政令で規定する地域については、できる限り条件を緩和し、零細沿岸漁民の基本的な生産

手段の充足に十分配慮する考え方であります。

以上が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひ申上げます。

次に、農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げ

農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上を期はかり、あわせて国民経済の発展を期することを目的として組織された農民の協同組織であり、その健全なる発展は、農業經營の安定と、農業の発展に資するとこころきつて甚大であるま

に対する対応としては、さきに昭和三十一年、農業協同組合整備特別措置法が施行せられ、整備計画を立て、これに基づいて自主的に整備を行なう農業協同組合に対し、国及び都道府県が助成を行なう等の措置を講じ、もつて農業協同組合の整備促進をはかつてきております。

かかるに、このたびの昭和三十四年七月、八月及び九月の豪雨または暴風雨により、著しい被害を受けた地域内の農業協同組合は、災害の影響によって事業の継続に著しい支障を来たしている組合が多いにもかかわらず、この法律による整備計画指定の期限が、昭和三十四年三月三十一日までとなつているため、この法律の適用を受けることができず、また、すでに法律の適用を受けている組合にあっても、災害の影響により、事業の継続に再び甚大な

支障を来たし、法律に定められた五ヵ年の期限内に整備計画を完了することがきわめて困難な状態に置かれており、ともに組合員の中に多数の災害被害農家をかかえたまま経営の不振にあえいでおります。

そこで、災害により事業不振に陥つた組合に対し、新たに農業協同組合整備特別措置法の適用を受けられるようにするため、指定期間を二ヵ年延長し、昭和三十六年三月三十一日までとするとともに、すでに適用を受けている組合であって、災害により整備計画の遂行に苦しい支障を来たした組合に対する整備計画完了の期間を三ヵ年延長し、計画期間を八ヵ年とし、また、この組合が合併によつて解散した場合、合併後成立または存続する組合の整備計画期間も、同様に八ヵ年ととする等の措置を講じ、もつて、災害による事業不振となつた農業協同組合を整備し、その発展をはかることが必要であると考え、ここに本法案を御提案申上し上げる次第であります。何とぞ真意

次に、農林漁業金融公庫法の一部を
改正する法律案の提案理由について御
審議の上、すみやかに御可決下さる
ようお願い申し上げます。

農林漁業金融公庫は、農林漁業者の経営を発展させるために必要な長期低利の資金を供給する機関であり、その融資は農林漁業經營者のひとしく望むところであります。特に、天災によって被害を受けた農林漁業者に対しては、天災融資法による経営資金融資の道は開かれておりますが、施設関係の被害回復をはかるには、公庫による長期間低利の資金を得たなければなりません。

ん。ところが、公庫の原資の構成をみると、政府出資金のはか、資金運用部等よりの借入金に依存する程度が大きく、そのため、公庫融資の資金コストが高いという現状を指摘せざるを得ません。

そこで、このたび、政府出資金を八
十億円増額し、もって公庫原資の絶対
額をふやすとともに、資金コストを引
き下げ、もって災害関係融資の利率を八
原則として一分引き下げる必要がある
であると考え、本法律案を御提案申上
上げる次第であります。何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御可決決定あら
んことをお願い申し上げます。

○南條委員長 次は、小林正美君。

○小林正美君 ただいま議題となり
ました天災による被害中小企業者等に
対する資金の融通等に関する特別措置
法案につきまして、日本社会党を代表
し、その提案理由について御説明申上
げます。

過般の十五号台風を初めとする災害

か日本産業に及ぼす影響は、実は復興すべきものがあります。特にその商工省の災害はほぼ一千億円に達し、そのうち、中小企業関係の災害は八割五分を占め、八百億円を突破しておるような状態であります。

わが国は、毎年台風に見舞われ、その間たびたび大災害を引き起こしているのであります。政府はこれに対する恒久的な対策に欠如し、そのつど、こうやくばりの措置を講じておるといわなければならぬのであります。この際かかる天災に対し、抜本的、恒久的対策の樹立が切望される次第であります。この観点に立って、天災より常に致命的な打撃を受ける中小企業

業者に対し、事業の復旧を促進し、さらに、その経営を安定せしめるために本法案を恒久立法として制定する必要を痛感するものであります。

まず、第一に、本法案は恒久立法として、あらゆる天災から中小企業を守るという立場に立っておりますので、今回の台風に限らず、暴風雨、豪雨、地震、暴風波、高潮等、異常な天災現象による損害を一切含め、自動的に被害発生と同じに、自動的にそのによる被害を一切含め、天災による被害を同一に自動的に承認せしめることとしたのであります。

第二に、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金の政府関係金融機関は、被害中小企業者に対しては百五十万円、被害中小企業の団体に対しては一千五百万円に達する金額まで、三年間年利六分五厘の特別金利を適用し、商工中金に対しても、国が必要な利子補給を行なうことといたしましたのであります。

第三は、被害中小企業者のうち、特にいわゆる勤労性事業を行なうもの、すなわち、工業等にあっては常時使用する従業員の数が五人以下、商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については二人以下の小規模事業者

に対しては、被害小企業者等一人につき二十万円に達するまでの額について、償還期限を六ヶ月以上三年以内とし、年三分五厘の特別金利を適用することとしたのであります。この被害小企業者等に対する復旧事業資金の貸付は、都道府県と契約する各種金融機関が行なうものとし、国は、年七分五厘の範囲内で利子補給の全額を負担するものとののであります。

第四は、融資保険並びに保証保険に特例を設け、それぞれの保険価格を引き上げ、かつ、保険料の額を一率五〇%引き下げるることとし、そのうち、保証保険については、その壱償率を百分の九十に引き上げることとしたとしている。

のであります。なお、これらの措置によって予想される信用保険公庫の損失に対する対策としては、国が補てんすることとなるのであります。

第五は、中小企業振興資金助成法の償還期間を三年に延長するとともに、同法に基づく貸付を災害時にあっても適用せしめることとし、国は、都道府県が事業協同組合等の災害復旧事業に要する経費の四分の三以内の補助をする場合において、その補助に要する経費の三分の二に相当する金額を、都道府県に対しても補助を行なうものといたしましたのであります。

以上が本法案提出の理由並びにその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、本法案のすみやかな成立を盼しております。

○南條委員長　次は、八木一男君。
○八木（一男）議員　私は、日本社会党
を代表して、わが党提出の、昭和三十三
四年七月及び八月の水害又は同年八月

及び九月の風水害により被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案に関し、提案の理由及び内容のおもな点を御説明申し上げるものであります。

申すまでもなく、去る九月に東海地方を襲つて數千名の尊い人命を奪つた第十五号台風の被害は、戦後最大のものであり、あらためて台風による災害の常襲地帯であるわが国の実情という

教三団体から、米二百四十トン、小麦粉四百三十一万ポンド、ミルク十九万ポンド、ビタミン百六十六万錠、衣料七万四千点等の寄贈を受けましたほか、カナダ国からはカン沽詰十万ポンドの寄贈の申し込みを受けておるのであります。これらの物資につきましては、災害の程度に応じましてそれぞれ罹災県に配分をいたしております。また、罹災県における受け入れ及び配分の状況等につきましては、目下その詳細を調査しておりますので、調査完了の上にこの数字を御発表したい、かうに思っております。

○金丸(徳)委員 多量な物資が寄せられましたことにつきましては、被害者はもとより、国民一般といたしましても感謝いたしておりますところであろうと察するのであります。つきましては、それらの多量な金品を、いかなる方のさしと申しまするか、いかなる方針によって現地罹災者の方へ配分なされておられますか、それらのことにつきまして、できるだけ詳細にお伺いできればありがたいと思います。

○瀬戸説明員 現金品の配分につきましては、従来から採用しておりますところの、被害の程度に比例した比率を算定いたしまして、それに基づいて配分をいたしております。これは各県に対する集荷の配分の基準でございます。さらに、これにつきましては、あとから具体的な数字を申し上げたいと思います。さらに各県が市町村への配分につきましても、同様の趣旨に基づいて配分をいたすよう指導をいたしておる次第でございます。中央から各県に配分いたします基準は、死亡、行方不明、全壊、流失、このそれぞれの数を

一という算定をいたします。半導につきましては、一戸二分の一の算定をいたします。床上浸水につきましては、十分の一の割合で算定をいたしました。数を、それぞれ県ごとにはじきましたて、全体といたしましては北海道外二十一県になつておりますが、この全体を一〇〇といたしまして、それをの比率を算定いたしておるわけあります。その結果、一番高いところでは愛知県の五八・八、一番低いところでは北海道、青森、高知、富山の〇・一でござります。このようないくつかの基準で実施をいたしております。

い、人のうわさにも話にも乗らない。いうことから、取り残されておりはないか、忘れられておりはしないか。いうような心配を私自身も持つであります。現地の人々にとりましては、よけいそれが心配になるようになります。そういうようなことについては、万遺憾なきを期して厚生省としてもそれ措置されておられると思いますが、その辺はいかがでありますか。

の判断に基づいて、現地の方へ直送さる、現地では、中央において一応ものとして送ってきたものに加えて、それを配分しておるようなことであらましょうか、それとも全体を調整しておられるのでありますか。また、どう調整しておりますれば、それはどういう方法で調整されておりますか、承りきりと存じます。

○内閣(陸)政府委員 義援物資は、新聞社あるいは放送関係、その他団体によつたのは、直接に現地へ送つたものもございます。あるいは個々の方法によつて送つておることは事実でござりますが、しかし、地元に参りますことと、本省の指示したような配分の仕方でやつておるのでございます。

○金丸(徳)委員 地元へ行くまでは、全体としての調整がとれていないやつ心配を実は持たなければならぬのであります。そこで、政務次官も口になさつたのですけれども、中部日本災害対策本部といつてものができて、それにつきましては非常な力が入つておるのであります。たとえば七号台風などにつきましては、とかくどうも十五号台風の大きな陰に隠れてしまつて、世間の目も向かねたということであります。これはやむを得ないこととは思ひますけれども、しかし、罹災者の立場からいたしますると、やはり同様に見てもらいたいのであります。同じような程度の被害を受けておりますれば、同じように義援物資を受けたいのは、これは当然のことにも思われるであります。そこで、各機関全部調整するのではなくか不容易のことではないと思ひますけれども、やはりそういうふうな配慮をしていただきます

これが、この罹災者に対するせめでの心やりとも思うのであります。その点はいかがでありますか、もう一度承りたい。

○内閣(隆)政府委員 仰せごもつとございまして、これは集めた団体、あるいは寄付する人が、何か希望もつて寄付をしたような場合もございます。かような点と、あるいはどこでやった場合には、割当を指示いたしまして、かということを、それぞれの機関に記しておきます。また、直接に公平を期しております。また、直接にやった場合は、これはどうも仕方がないような場合もあるように聞いておるのでござります。しかし将来は、やはり仰せの通り、公平に、あたたかい手を、寄付者の心持そのままを伝えていただきたい、かようには存じておる次第であります。

○金丸(徳)委員 なるほど、寄託者といいますか、義援者、同情者の気持もくまなければいけません。しかし、それを一がいにあちらの方へ頼む、こちらの方へもよろしくということには参らぬことと思います。それはやむを得ないこととしまして、しかしながら、不公平があつてはいけない。國の立場からいきますれば、あくまでも公平に、ほんとうにかゆいところへ手が届くような結果をもたらすことが、私は望ましいことと思うのであります。そこで、そういう人々の好意はそのまま受けることいたしまして、その好意が及ばないような——言つてみれば、穴と申しますが、忘れられたところと申しますか、心の届かないところ、そういうところに対しても、國がやは

に上がりましたし、今回も高潮の被害状況は、愛知、三重その他も併見して参りました。同時に、岐阜の長良川の上流の渓谷のがくくずれなどに基づく災害の形も、よく見て参ったのであります。結局、そういう意味で、砂防あるいは一番奥地におきまする地くずれというようなことが、そういう災害を招いて、河川の災害のもとはみなやはりそこにあるというふうに見て参ります。そして、事務当局にも、そのような見解で段取りを相談して参つておるのでござります。

従いまして、お尋ねの通り

に、農林省林野庁といたしましても、

治山の根幹を、やはり山地の崩壊の防

止とか、あるいは防災ダムとか、そ

うはならないというふうに基本的な考

えはまとまつておるのでござります。

○金丸(徳)委員 この特例法によりま

すと、すでに現地の地方団体あるいは

その他の機関において手をつけて、施

設として扱つておられたものについて

十分の九、及びそれに関連するものに

ついて三分の二というような案のよう

であります。新しく山がくずれた、

林地崩壊防止施設という施設が全然な

か、伺いたいのであります。

○大野政府委員 ただいまの問題につ

きまして、緊急治山事業を実施いた

すことになっておりますので、その計

画を立案して実施に移して参るとい

う予定でございます。

○金丸(徳)委員 その緊急治山事業

を、ここに書いてありますもの以外に

そういうことでやるというのでありますか。

○大野政府委員 補助の方は、県営で

していただきまして、予算の要求と

しましては、十二億ほど要求が出て

るのであります。

○金丸(徳)委員 その三分の二の補助

とということにつきましては、私は非常

な不満を持つものであります。林道そ

の他既設の林業施設につきましては、

十分の九を助成する、負担するとい

うことになつておるのであります。

農地の方につきましては、農地及び農

業用施設について十分の九を持つとい

うことになつておる。それと同じよう

に、山及び山の施設については十分の

九というお考えが持てないものかどうか

が、なぜ既設の施設についてのみ十分

の九、新しく緊急砂防をやる場合にお

いて三分の二に減らしたか、この点の

理論的根拠がよくわからないのです。

○金丸(徳)委員 結果においては、決

して貧弱県及び貧弱町村における負

担をかけることにはならないというよ

うに考えておる次第であります。

○金丸(徳)委員 結果においては、決

して、二十八年災におきます場

合よりも決して不利ではないというよ

うに考えておる次第であります。

○金丸(徳)委員 結果においては、決

して、二十八年災におきます場

合よりも決して不利ではないというよ

うに考えておる次第であります。

○金丸(徳)委員 結果においては、決

して、二十八年災におます場

合よりも決して不利ではないというよ

うに考えておる次第であります。

○金丸(徳)委員 結果においては、決

○金丸(徳)委員 農林省にお伺いいた
す点は、もう一点あるのであります。
今度の災害につきましては、地方の
部落の小災害、しかしたくさん集めれ
ば大きくなるというようなものを考
えられて、せんだつても予算委員会に
おいて農林大臣がお答えになつたとこ
ろをそのまま申し上げますと、壊滅的
打撃を受けた部落については、包括的
補助をする方針であるということが表
明されておりまして、予算も盛られて
おるようであります。この部落とは
どの程度のものをさされるか、それか
ら包括的補助というものはどういう内
容、どういう程度を申されるか、この
機会に承りたいのであります。

○増田政府委員 ただいまのお尋ねは
被害激甚な部落のことだとと思うのであ
りますが、これは予算面では、激甚被害
部落共同作業等施設補助金となつてお
るものに該当いたすものであると思う
のであります。この場合に、まず事業の
対象から申し上げますと、これは昨年
度の狩野川台風で初めて予算化したも
のであります。要するに、山村等にもい
ろいろ例があるのですが、生産
要素として最も大事な農地、それから
家屋、こういうものに対してきわめて
甚大な被害を受けまして、それによつ
て壊滅いたした部落に対しては、共同
作業、とにかく農作業に支障のないよ
うにいろいろ援助をしよう、こういう
ことがあります。今年は、特に共同作
業施設、これに動力耕耘機とか、脱穀
機とか、当座の生産を共同でやる体制
を整えるためにいろいろ施設があるの
であります、これがに対する補助、そ
れから、部落によりましては、あるいは
養蚕関係におきましても、壊滅的な

うむった災害の機会におきましては、大へん必要なことだと思いますので、特にこれは御検討を願うこといたすのであります。時間がありませんので、農林省の方につきまして、以上で私は終わることいたします。

建設省の方にお伺いをいたします。

今回の被害は、海岸地帯において、特に十五号などにおきましては実に甚大なる災害をもたらしておりますが、同時に、七号台風などにおきましては、山地において、ことに扇状地帯の河川などにおいては、それこそほんとうに壊滅的打撃を生じておりますことは今私がここで申し上げる必要のないまでに御了解をいただいております。

そこで、その対策につきましては相当地大きな予算も組んでおられるのでありますから、ただ、出されました政府の方針によりますと、今までと同じように決壟した堤防を直すとか、あるいは流された橋をかけるというようなことが主のようであります。しかしながら、災害の実情は、先般各県から理事者が出て参りまして当委員会に陳情いたした中にも、山梨県の知事代理から詳しく述べて御報告もあつたのであります。が、山梨県だけにおきまして、流された土砂は八千万立米といわれておりますのであります。そうして、そのためには河川の底が上がったのは、多いところは八メートル、六メートル、少ないところでも一メートル、三メートルの河床が上がつておるということです。從つて、ただ被害は決壟された個所というだけではなくし、堤防全体にわたつて、言ってみますならば、二メートルないし八メートル上がる削られましたという結果となろうかと思うのであ

ります。従つて、決壊されたその個所をもと通り直すことはもとよりであります。この頭の方を二メートルも削られたという堤防も、もとのようにならぬではなかほんとうの復旧になりますが、これについては、予算面にどういうふうな考え方を持つて盛られておりますか、運びたいと思います。

○大澤(雄)政府委員 ただいま御質問にございました通り、今回の風水害によりまする被害が、單に海岸その他河川等の被害によりまする地方のみならず、七号台風その他の風水害によりまして被災を受けました山地その他においておきまする被害の様相も、劣らず激甚なものがあることはよく承知いたしておりますわけでございます。建設省といたしましては、何らその間に差別を考えておることは毛頭ございません。災害の実情に即しましてこれを復旧し、再びかかる災害を繰り返さないために、必要な復旧事業、あるいはそれに関連する改良事業、それを行なうに必要な予算をとることを基本方針として処置をいたしておる次第でございます。お説の通りに、河川等におきまして、十砂によつて川底が上がり、そのために堤防の効用を失うというような場合におきましては、十分これに対処する方途を講じなければならぬと存じまして、それに即応する復旧あるいは改良の方途を講ずる方針でございます。

なお、具体的な問題につきましては、河川局長からお答えを申し上げることにいたしたいと思います。

○山本政府委員 お話しの復旧の問題につきましては、堤防が切れたところを復旧するだけではだめじゃないか、

もつともなことでございまして、それに関連する事業をつけ加えまして、再び災害の起こらないようにするということはもちろんでございます。

それから土砂の問題でござりますが、もちろん、土砂の堆積の状況に応じまして河川の計画画を立てまして、それに応ずるように改良、復旧をしようとすることでございます。ただ、中には、長年の間にたまたと/or>うな土砂もございます。それらの問題につきましては、沿岸が非常に困るわけでございますから、それにつきましては、改修費なり何なりを与えましてそれらの問題を解決していきたい。土砂の問題につきましても、いろいろの解決方法があるわけでございます。上流に砂防堰堤をやりますれば、下流の川底を下げることもできるという方法もございます。それらの方法をいろいろ組み合わせまして、沿岸の洪水の問題もございますけれども、排水も非常に困るような状況になつて参るわけでございますから、それらの点も加味いたしまして総合的な計画を立てまして、災害復旧あるいは改良復旧ができるものはそれでやる、できないものが残りました場合におきましては、早期に改修工事なり、維持工事なりをつけ加えまして処置して参るかように考えております。

す。上流においては、数百町歩にわたります。たって山がくずれ出しております。それがまだ途中にあるようであります。八千万立米のうちの若干は、海の方に水とともに流れたかもしれないであります。多くのものは、上流、中流にまだ堆積しております。雨が降りますればしづしづと下り出します。状況であります。従いまして、甲府盆地に住んでおります——これは甲府盆地ばかりではありませんで、善光寺平に住む人たちも同じじょうな気持だろうと思ひますが、この堆積土砂を天井に、もしくは屋根棟よりも高いところにかかえた住民といふものは、ちょうど木の中に住んでおると同じようなさびしさ、危険感を持つて暮らしておられます。一たび大雨をあらしておられます。一たび大雨をあらしておられます。至らんか、たちまち今削られた堤防を越えて土砂とともに住宅を侵し、田畠を流すことは必然であります。この莫大な土砂を、何とかして始末をして下さることも必要であります。すると同時に、何らかすればならないことになりますのであります。従つて、上方に土砂どめのための堰堤をすみやかに作つて、この河川の途中に堆積したところの土砂をほかへ持ち出していただくような方法を講じて、川全体をすみやかに旧に復すという方法をとつていただきながらければならないと思ひます。これももちろん、今回の補正予算ばかりではありませんで、三十五年度予算におきましても強く要求しておいていただかなければならぬことは思ひます。いまして、特別な御配慮を願つておかなければならぬのであります。そこ

で、今度お出しになりましたところの堆積土砂の排除の特例法におきましては、川の中にたまたまところの土砂などにつきましても御考慮になっておられるか、伺いたいと思います。

○關盛政府委員 今回提案いたしておられます堆積土砂等に関する排除事業の特別措置の法案の中身におきましては、公共施設等の復旧と同時に、それらの施設に堆積いたしました土砂の原形復旧等は他の法令によつて措置いたしますので、法律案の内容の主としてねらつておりますところは、宅地等に堆積いたしました土砂の排除事業を中心いたしまして、それに伴う補助率の引き上げを考えておる次第でござります。

○金丸(徳)委員 私もそう思ったのであります。が、ただ河川の中にたまたた土砂ではあります。が、住民の心配の種になる点につきましては、ちつとも変わらないであります。庭に押し出された土砂以上に、実は心配の種になつておるのでありますから、その点もお好み取りの上で、何らかの方法を講じていただきたい。堆積土砂のこの特別法で運用なさることができませんければ、ほかの予算措置、行政措置の方においてもけつこうでありますので、ぜひ一つそういう方法を講じていただいて、非常な心配をしておるところの現地住民に、安心感を得させれるよう特に御配慮を願いたいのであります。

○山本政府委員 今の公共施設に堆積いたしました土砂につきましては、道路にいたしましても川にいたしました。それが交通に支障を来たすとか、あるいは洪水のおそれがある

○金丸（徳）委員 これで終わります。
○南條委員長 丹羽兵助君。
○丹羽（兵）委員 今度の伊勢湾台風を初めとして、今年内に起きました災害に対しても、政府は、ある程度國の責任において災害地の復旧もし、また住民も安んじて生活のできるようにといふあたたかい気持から、今度の臨時國会も設けられ、予算の要求もしておられる。なおまた、われわれ議員間におきましては、災害地対策特別委員会を本院に設けて、総括的に、この災害に対する世論を國会を通して政府に訴えておるようなわけでござります。すでに、災害地対策特別委員会におきましては、総括的な、一般的な質問は今日までにほとんど出尽くしておるかと思いますが、私は、特に本日せつかくお越しをいたいでおりまする自治庁長官、建設省関係、農林省関係に二お尋ねを申し上げ、自分の意見ははさまずに、自分はこう考えておるとか云々というようなことは申し上げずに、質問に中心を置いてお尋ねをしてみたいと思います。

幸いにして自治庁長官がおいでをいたしておりますので、私はまず建設省の方からと思いましたが、礼をもつてという立場から、自分の考えとは違いますけれども、まず、自治庁長官にお尋ねをさせていただきたい、こう思つております。

自治庁長官には、私はきわめて簡単

に二、三點だけお尋ねしたい。長官は、特に伊勢湾台風のときに設けられ

ただきたいと思います。

旧といたしまして処置することに相なっておりますので、その点御了承いただきます。

〔委員長退席 綱島委員長代理着席〕

これはお上手を言うわけではなく、非常に長官に対しても感謝をしておるのでござります。と同時に、長官自身は、今までの災害で、各県を初め地方公共団体がこの災害に対してとった態度といいますか、処置と申しますか、とにかく救援をせねばならぬ点で、災害救助法初め地方公共団体がとった処置については、十分御承知のはずであるうかと思ひます。一番よく知つておつていただきておると思います。そこで長官にお尋ねしたいのは、今回のような台風が起きましたとき、救助法初め緊急復旧対策に、国と地方団体との関係において何か今後改正すべき点はないか、こういうような考え方られないような災害が起きましたとき、重ねて申しますならば、救助法を初めその他緊急な対策としてとる措置について、国と県を初め地方団体との関係——地方間の関係はもぢろんであります、國と地方との関係において、何か今後のために、広く行政の面から考えて改正すべき点というものをお気づきなつかつたか、これでよかつたとお思いになるか、その点について私は率直に大臣の御意見を承らしていただきたいと思うのでござります。特に私がそういうことを申し上げる趣旨、気持というものは、県と大都市との関係であります。県と、名古屋のような、すでに県を上回るような大きな規模を持つ地方公共団体、こういう関係において、長

官はこれでいいとお考えになるか。ういうような姿でいくことが、何ら躊躇ない——災害があつたから氣がついたけれども、平素においてもこういうような食い違いがいつも起きておるのではないか。今後において、広く地方行政の上において改正していくなければならない点がありはしないかといふように、お気づきなかつたか。一つ率直に申すと、御意見を承らしていただきたいと思ふのでござります。それはどうい意味から私がお尋ねするかというと、うしろに名古屋出身の国会議員、選舉区を名古屋に持たれる辻委員がおられます。辻委員が、先回總理に対し質問をしておられる。その質問のときに、名古屋市のある水につかって人命救助をしなければならないときに、ほかの地区と比較して、名古屋市に出動した自衛隊の出動が非常にくれた。だからして、救助すべき人命が救助できなかつたとともに世間ではいわれておる。それに、社会党の市長である小林さんが、自衛隊ぎらいで要請をされなかつたとか、あるいはまた、自民党的知事である桑原さんのせつかくの要請も、名古屋市長がその気持をくまず、手続がおくれた。そのために自衛隊の出動がおくれて、助かる命も助けることができなかつたというようなことまでいわれておるのが現状なんです。私は上手に言えませんが、そういうことを世間に盛んに言つておるのはですから、こういう点やらその他のことを考えていただきまして、小さな、と言うと詰弊がありますが、十万あるいは十五万のようないい小都市と同じように——今日全部が全部とは申しません。一部はもちろんであります。しかし委譲されではおりますが、形

○山本政府委員

しになりましたところの
際の特例法におきまして
たまたまたところの土砂な
ても御考慮になつておら
たいと思います。
今回提案いたしてお
等に関する排除事業の
案の中身おきまして
の復旧同時に、それ
いたしました土砂の原
法令によつて措置いた
するところは、宅地等に
た土砂の排除事業を中
て、それに伴う補助率
えておる次第でござい
ります。庭に押し出
きましては、ちつとも
あります。河川の中にたまつた
するが、住民の心配の
きましては、ちらりとも
ありますから、その
の上で、何らかの方法
きたい。堆積土砂のこ
なさることができませ
の予算措置、行政措置
けつこうでありますの
ういう方法を講じてい
な心配をしておるとこ
、安心感を得させるよ
を願いたいのであり

旧道といたしまして処置することに相なっておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

○金丸（徳）委員 これで終わります。

○南條委員長 丹羽兵助君。

○丹羽（兵）委員 今度の伊勢湾台風を初めとして、今年内に起きました災害に対して、政府は、ある程度國の責任において災害地の復旧もし、また住民も安んじて生活のできるようなどいいうふたたかい気持から、今度の臨時國会でも設けられ、予算の要求をしておられる。なおまた、われわれ議員間におきましては、災害地対策特別委員会を本院に設けて、総括的に、この災害に対する世論を國会を通して政府に訴えておるようなわけでござります。すでに、災害地対策特別委員会におきましては、総括的な、一般的な質問は今日までにはほとんど出尽くしておるかと思いますが、私は、特に本日せっかくお越しをいただいておりまする自治庁長官、建設省関係、農林省関係に一、二お尋ねを申し上げ、自分の意見ははさまずに、自分はこう考えておるとか云々というようなことは申し上げずには、質問を中心に置いてお尋ねをしてみたいと思います。

幸いにして自治庁長官がおいでをいたしておりますので、私はまず建設省の方からと思いましたが、礼をもつてという立場から、自分の考えとは違いますけれども、まず、自治庁長官にお尋ねをさせていただきたい、こう思

ました対策本部の部長代理としておいで下さいまして、非常なお骨折り、お力添えをいただきまして、関係者は非常な感謝をしておるのであります。

〔委員長退席 綱島委員長代理着席〕

これはお上手を言うわけではなく、非常に長官に対して感謝をしておるのでござります。同時に、長官自身は、今までの災害で、各県を初め地方公共団体がこの災害に対してとった態度といいますか、処置と申しますか、とにかく救済をせねばならぬ点で、災害救助法初め地方公共団体がとった処置については、十分御承知のはずであらうかと思ひます。一番よく知つておつたいただいておると思ひます。そこで長官にお尋ねしたいのは、今回のようない台風が起きましたとき、救助法初め緊急復旧対策に、国と地方団体との関係において何か今後改正すべき点はないか、こういうような考え方られないような災害が起きましたとき、重ねて申しますならば、救助法を初めその他緊急な対策としてとる措置について、国と県を初め地方団体との関係——地方間の関係はもちろんありますが、國と地方との関係において、何か今後のために、広く行政の面から考えて改正すべき点というものをお気づきなかつたか、これでよかつたとお思いになるか、その点について私は率直に大臣の御意見を承らせていただきたいと思うのでござります。特に私がそういうことを申し上げる趣旨、氣持という

官はこれでいいとお考えになるか。こういうような姿でいくことが、何ら障ない——災害があつたから気がついたけれども、平素においてもこういふような食い違いがいつも起きておるのではないか。今後において、広く地方政府の上において改正していくなければならない点があります。それはどういう意味から私がお尋ねするかというと、うしろに名古屋出身の国會議員、選舉区を名古屋に持たれる辻委員がおられます。辻委員が、先回総理に対し質問しておられる。その質問のときに、名古屋市のある水につかって人命救助をして、救助すべき人命が救助できなかつたとともに世間ではいわれておる。それには社会党的市長である小林さんが、自衛隊ざらいで要請をされなかつたとか、あるいはまた、自民党的知事である桑原さんのせつかくの要請も、名古屋市長がその気持をくまず、手続がおくれた。そのため自衛隊の出動がねぎられて、助かる命も助けることができなかつたというようなことまでいわれておるのが現状なんです。私は上手に言えませんが、そういうことを世間では盛んに言つておるのであら、こういう点やらその他のことを考えていただきまして、小さなと言ふと詰撃が

において、制度の上において、同じように取り扱われておる大都市制度の今 日において、こういうような問題が起きたときに、一体これでいいのか、こういう点について、大臣は現地においてあの声を聞いていらっしゃる、都市側の意見も聞いていらっしゃる、県側の意見も聞いていらっしゃるのであります。が、改正しなくともいいかどうか、これを一つはつきりとお聞かせを願つておけたら、大へんけつこうだと思ひます。

質問で、私もちょっとと答弁に困るのであります。が、今回のあの中部の災害にあたりまして、お話をのように、私も中日日本災害対策本部の部長代理といったしまして、あそこに相当期間滞在して、つぶさに災害対策に当たつたのであります。御承知のように、ふだんから災害といふものにつきましては、自治体としても、災害基本計画とか、あるいは水防訓練とか、いろいろの計画を持ってやつております。警察としても災害の訓練をやっておるわけでありますが、率直に申し上げまして、今回のような大災害にあたりまして、ふだんの訓練計画に足らざるところがあつたと申しますか、若干そういう点があつた、これは私も感じます。

それから県とああいう大都市との關係等について、いろいろお話があつたのであります。が、これはひとり名古屋と愛知県だけではなく、五大都市と申しますか、ああいうところで、そういう五大都市のあるような県と申しますものは、われわれが行政上の問題においていろいろ行き当たる問題があるのです。長い間いろいろ問題が

あつたのであります。去年一応終り符を打つておるわけでありますけれども、この問題は将来の行政運営の問題としては、ある程度研究を続けていかなければならぬと思います。ことに今回の木曾川、長良川、揖斐川のあいの内ダルタ地帶、伊勢湾を中心として集中まとめておる、ああいうところで、三回深いところについては、さらに相当広い地帯であります。市とか県とかいふう問題以上に、ああいう関連の非常に深いところについては、さうに相当広域な行政と、そういう組織を考えておかなければならないではないかと思ふ。そこで、私は現地に参りましてからは、災害対策本部が設けられまして、出先機関、あるいは中央の関係各省、一切の機能をあすこに集めてやりましたので、私のあの対策本部としての感じから、名古屋市と愛知県が特にいろいろなことで衝突して仕事がやりにくかったとか、そういうことは私は感じませんでした。災害対策本部で、副会長に集中された計画によつて動いていたように思うのであります。しかし、話はいろいろ聞いておりますので、こういふ行政組織について、さらになつておられる方々も検討しなければならぬ問題が若干あると思っております。ただ、災害のいろいろな問題については、総理大臣も国会でいろいろ言つておられますように、災害に対する基本計画といふか、基本法といふものを受けまして、異常災害時に対する誤りなき措置をとらねばならぬと思いますし、私が会員の回の体験から感じましたことは、ああ

いう対策本部のようなものが設置されまして、各省なりあるいは各省の出生率が統一して対処していく、こういう措置は、今後のいろいろな災害に対しても十分活用していくべき制度ではないか、というようになっておるわけあります。まとまつておりますけれども、私の今回の災害にあたつて感じました感想を申し上げまして、御参考に供したいと思います。

かわらばらず、そういう底流があるからであるのです。大臣お読みになつたことがあるだろうと思うが、週刊雑誌にも出版されておるのです。同時に、くどいよろしくあります。大臣と大都市というものを、全然同じように見ておつたり、制度の上において取り扱っていくと、いうようなことは、もうないとおっしゃるかもしれないが、ある。同時に、こういうような都市と大都市というものを、争の具にまでこれは出てくるのですから、あの年をとつてやっておられる小林さんのことを見、寝食を忘れて努力しておる愛知県等の知事の立場を考えると、まことに同情にたえない。だから長官は、あちらに行きになつて、大都市といふものと県との考え方で、特に今後また神戸に災害が起きないことは限らない。今はありませんが、桂浜にこの災害が起きないと断言できぬ、神ならぬ身でわからないのですが、今後こういうようなことが起きるときにも、こういう姿でいいのか。もう少し広く、地方自治法という中に書いて、行政分野においても考える必要があるとかどうかと、おありかどうかと、おおきに思つていただければ私はけつこうであります。他意あって質問しているのではありません。

し広域行政にしたいというような意図も出ておるのであります。いわゆる広域行政になつていけば、今のようないい問題は幾らか減つて参ると思うのであります。町村合併も、あらだけの成果を上げ、一応終わりに近づいておるのではありますから、今度はさらにその上の団体であります都道府県なり、あるいは大都市の運営の問題に、これから入つてくる段階ではないかと思うのであります。これは、関連するところが非常に大きいわけでありますから、今にわざに、直ちに道州制を採用するとかどうするとかいう方向を打ち出すことは、なかなか実際問題としてむずかしいと思いますが、今御指摘のような、ことに今回の災害時等にあたつての態勢については、さらに緊急的に考えておかねばならぬような問題が相当あるように考えられますので、こういう問題については、これを契機に「一そう検討を進めて参りたい、こういうふうに考えております。

いと思うのであります。

次にお尋ねしたいのは、今度は罹災者といいますか、災害を受けた者との直接の関係を制度の上においてお尋ねしたいのですが、今度の救援物資の配給等、政府及び地方公共団体が、かわいそうな人を早く救おう、安心を与えるというので、全力をあげて救援をしていただき、また全国から心こもつた贈りものをちょうどいたわげなんですが、それらの配給でありまするが、これらは、現在機構の上に定められた制度というか、伝達方法がないのです。そういうために、せつかくの一刻も早く与えてやろうという國民のあたたかい気持が、罹災者におくれていく。これは贈る方も懸念でありまするし、贈つていただいた方々にもまことに気の毒のことであり、十分御同情の気持が映らないのですが、どうでしょう、いろいろと両論はあるようでありますが、戦争の当時のよう、あいう行き方の隣保制度というか隣組制度、これはどうかと思いませんけれども、最も民主的な、自主的な——これにも賛否論があるようになりますが、長官は、こんなことは始終ありませんでしょ、が、常の行政の上から考え、一応お互いの自治の上から考え、福祉の上から考えても、隣保制度といふ式の——どういう名前で言つたらいかわかりませんけれども、そういう姿、組織、機構というものを持った方がいいかどうか。今度の災害にいらっしゃつて、そうしてお近くしいただい立場において、どう考えていらっしゃるか、お聞かせいただければこうだと思っております。

○石原國務大臣 お話をのように、今回この災害の体験からかんがみまして、私ども一番心配しましたのは、食糧にいたしましても、水にしましても、あるいはいろいろの各地から送られてくる救援物資が、はたして適切に末端にずっと配給されていくかどうかということがあります。かつては、お話をよろしく、町内会、部落会というようなものが法制化してあって、活動しておつたのであります。戦後これが廃止になりましたことも御承知の通りであります。今回の体験から見まして、自主的な、事実上そういう式のものが、町会とかそういう式のものがいろいろ活動してくれることは申し上げるまでもないところであります。しかば、今後これをどうするかということにつきまして、今丹羽委員からもいろいろお話をあつたのであります。その通りであります。法制化したらどうかとういう意見と、その必要はない、自主的の考え方で見ていくべきではないかといふ両論があるのであります。先ほどお話を伺つたのは、府県の行政について意見を出しておられる例の地方制度調査会のときましては、一応、これは法制化する要項はあるまい、画一的な法則を立てる必要はあるまいという結論で答申をしておるのであります。地方制度調査会の意見といふものは、われわれといつても最も尊重するものの一つの意見であります。私個人の考えといつまでも、自主的に訓練するとか、あるいは何らかの形でそれを援助指導していくということで、しいてこれを今急に法制化してなにしなければ非常な不

便があるとか、やれないとか、そういうことでもないよう思いました。

ましまらくこの問題は、自治庁の研究題目として預けていただきたい、かよう

に思います。

○丹羽(兵)委員 大臣のお手元で今後研究の題目として御研究をしていただき、その御方針は、それ以上私は要求するものではありませんが、特に長官御案内のように、農村における災害であります。そこは農村自体の気持で工合よくいくわけなんです。ところが、ああいう大都會に考えられないような大災害がありますすると、都會の人といふものはお互に生まれた先もわからない。な

おまた、隣の人が勤めておる勤め先もわからない。どういうところに行つておるのか、さっぱり隣でもわからな

いというように、隣とのつながりとい

うものは、きわめて薄いわけなんです。

だから國会の公の席で申し上げてはど

うかと思いますが、今度全國から寄せられたあのあたたかい救援物資なんかでも、たとえて言うと、ちょうどいなかのおひまち——これは長官にはわからぬかもしれませんが、いなかのおひまちで酒の足らぬときには、入口におひまちで酒をとつちやうのです。奥の方の者は全然配給がない。早う持つてこぬかと言つても、もとが足らぬ酒なのですが、しかし、今回の体験等から考えまして、やはりあらためて考究していかなければならぬ問題だと思います。私個人の考えといつまでも、自主的に訓練するとか、あるいは何らかの形でそれを援助指導しておるわい氣持をむしりとられたような形にあつたところもあるのですから、十分お考えを願つておいていただきたいと思うのであります。

もう一点だけ、せっかく長官お忙し

いところですけれども、お許しをいた

い。今回の災害で、政府答弁を聞いてお

りますと、大蔵省の言い方なんです

が、何を聞いても、あるいは予算面の

いろいろ審議していく上において聞い

てみましても、補助の足らぬところ

とか、あるいは起債なんか、元利とも

に交付税で何とかする交付税とかあ

るいは特別交付税で片づけるというよ

うに言っておられる。また、将来にお

ら

ころは受けられますけれども、法制化されたというか、組織だったといふとか、ある程度まとまりのつく組織といふか、ある程度まとまりのつく組織といふかとおっしゃるのですから、持つておられる。さて、この問題は、自治庁の研究題目として預けていただきたい、かよう

に思います。

○丹羽(兵)委員 大臣のお手元で今後研究の題目として御研究をしていただき、その御方針は、それ以上私は要求するものではありませんが、特に長官御案内のように、農村における災害であります。そこは農村自体の気持で工合よくいくわけなんです。ところが、ああいう大都會に考えられないような大災害がありますると、都會の人といふものは、お互い生まれた先もわからない。な

おまた、隣の人が勤めておる勤め先もわからない。どういうところに行つておるのか、さっぱり隣でもわからな

いというように、隣とのつながりといふものは、きわめて薄いわけなんです。

だから國会の公の席で申し上げてはど

うかと思いますが、今度全國から寄せられたあのあたたかい救援物資なんかでも、たとえて言うと、ちょうどいなかのおひまち——これは長官にはわからぬかもしれませんが、いなかのお

ひまちで酒の足らぬときには、入口におひまちで酒をとつちやうのです。奥の方の者は全然配給がない。早う持つてこぬかと言つても、もとが足らぬ酒なのですが、しかし、今回の体験等から考えまして、やはりあらためて考究していかなければならぬ問題だと思います。私個人の考えといつまでも、自主的に訓練するとか、あるいは何らかの形でそれを援助指導しておるわい氣持をむしりとられたような形にあつたところもあるのですから、十分お考えを願つておいていただきたいと思うのであります。

もう一点だけ、せっかく長官お忙しいところですけれども、お許しをいた

い。今回の災害で、政府答弁を聞いてお

りますと、大蔵省の言い方なんです

が、何を聞いても、あるいは予算面の

いろいろ審議していく上において聞い

てみましても、補助の足らぬところ

とか、あるいは起債なんか、元利とも

に交付税で何とかする交付税とかあ

るいは特別交付税で片づけるというよ

うに言っておられる。また、将来にお

ら

ころは受けられますけれども、法制化されたというか、組織だったといふとか、ある程度まとまりのつく組織といふか、ある程度まとまりのつく組織といふかとおっしゃるのですから、持つておられる。さて、この問題は、自治庁の研究題目として預けていただきたい、かよう

に思います。

げまして、大体きょうきまりかけて参りました今回の一切の法制その他の準備で、地方団体に対ししてそう大きな寄せになるものではないと、今思つております。最初大蔵省が申しておりましたように特別交付税が今回の補正で非常にふえるのだから、特例法などは、それほど必要はないというようなすべり出しで出たわけですが、それであれば、これは大へんなことであつたと思う。私どもは、あくまでも特例法を設けてもらつて、いろいろの災害復旧事業、関連事業等に對しては、でき得る限り國の負担を高額にします。それから、その後の措置といたしましては、本年は、まず第一には、交付税、特別交付税等を見ていかなければならぬ、しかし、これは幸い今回の予算補正によりまして相当の交付税が出てことになつたわけであります。それらとも関連して、実は明年度返すべき交付税が二十三億ばかりあるのであります。それもこの際返して、それらをも財源にして、でき得る限り高率補助をしてもらいたいという主張を続けます。それから、交付税につきましても、新たに追加された交付税が四百四十九億、合計して約百九十九億ばかり市町村に参る、こうしたことになつて、一応特別交付税である程度のものは見いく。さらに、それで足らないもの

に対するは、減税その他収がなくなりましたとか、あるいはまた、罹災救助なことで費用が要つて、歳入に欠陥をなすべり出しで出たわけですが、それであれば、これは大へんなことであつたと思う。私どもは、あくまでも特例法を設けてもらつて、いろいろの災害復旧事業、関連事業等に對しては、でき得る限り國の負担を高額にします。それから、その後の措置といたしましては、本年は、まず第一には、交付税、特別交付税等を見ていかなければならぬ、しかし、これは幸い今回の予算補正によりまして相当の交付税が出てことになつたわけであります。それらとも関連して、実は明年度返すべき交付税が二十三億ばかりあるのであります。それもこの際返して、それらをも財源にして、でき得る限り高率補助をしてもらいたいという主張を続けます。それから、交付税につきましても、新たに追加された交付税が四百四十九億、合計して約百九十九億ばかり市町村に参る、こうしたことになつて、一応特別交付税である程度のものは見いく。さらに、それで足らないもの

か、伝染病予防であるとか、いろいろ欠陥債というようなものの特例を認め来てすような市町村に對しては、歳入起債によつていくわけがありますが、これまでたすよう市町村に對しては、歳入に欠陥債といつていうふうなものであります。それで、今までのところは、伝染病予防であるとか、病虫害の駆除であると

対しては、減税その他収がなくなりましたとか、あるいはまた、罹災救助なことで費用が要つて、歳入に欠陥をなすべり出しで出たわけですが、それであれば、これは大へんなことであつたと思う。私どもは、あくまでも特例法を設けてもらつて、いろいろの災害復旧事業、関連事業等に對しては、でき得る限り國の負担を高額にします。それから、その後の措置といたしましては、本年は、まず第一には、交付税、特別交付税等を見ていかなければならぬ、しかし、これは幸い今回の予算補正によりまして相当の交付税が出てことになつたわけであります。それらとも関連して、実は明年度返すべき交付税が二十三億ばかりあるのであります。それもこの際返して、それらをも財源にして、でき得る限り高率補助をしてもらいたいという主張を続けます。それから、交付税につきましても、新たに追加された交付税が四百四十九億、合計して約百九十九億ばかり市町村に参る、こうしたことになつて、一応特別交付税である程度のものは見いく。さらに、それで足らないもの

に對しては、減税その他収がなくなりましたとか、あるいはまた、罹災救助なことで費用が要つて、歳入に欠陥をなすべり出しで出たわけですが、それであれば、これは大へんなことであつたと思う。私どもは、あくまでも特例法を設けてもらつて、いろいろの災害復旧事業、関連事業等に對しては、でき得る限り國の負担を高額にします。それから、その後の措置といたしましては、本年は、まず第一には、交付税、特別交付税等を見ていかなければならぬ、しかし、これは幸い今回の予算補正によりまして相当の交付税が出てことになつたわけであります。それらとも関連して、実は明年度返すべき交付税が二十三億ばかりあるのであります。それもこの際返して、それらをも財源にして、でき得る限り高率補助をしてもらいたいという主張を続けます。それから、交付税につきましても、新たに追加された交付税が四百四十九億、合計して約百九十九億ばかり市町村に参る、こうしたことになつて、一応特別交付税である程度のものは見いく。さらに、それで足らないもの

に御配慮いただいておる長官にお尋ねしようとは思いませんが、しかし、たゞいま長官のお話を聞いておりまして、政に携わって参りました者から考えて、その御意見には満足できないと思つて、今までのところは、伝染病予防であるとか、病虫害の駆除であると

なことで費用が要つて、歳入に欠陥をなすべり出しで出たわけですが、それであれば、これは大へんなことであつたと思う。私どもは、あくまでも特例法を設けてもらつて、いろいろの災害復旧事業、関連事業等に對しては、でき得る限り國の負担を高額にします。それから、その後の措置といたしましては、本年は、まず第一には、交付税、特別交付税等を見ていかなければならぬ、しかし、これは幸い今回の予算補正によりまして相当の交付税が出てことになつたわけであります。それらとも関連して、実は明年度返すべき交付税が二十三億ばかりあるのであります。それもこの際返して、それらをも財源にして、でき得る限り高率補助をしてもらいたいという主張を続けます。それから、交付税につきましても、新たに追加された交付税が四百四十九億、合計して約百九十九億ばかり市町村に参る、こうしたことになつて、一応特別交付税である程度のものは見いく。さらに、それで足らないもの

に御配慮いただいておる長官にお尋ねしようとは思いませんが、しかし、たゞいま長官のお話を聞いておりまして、政に携わって参りました者から考えて、その御意見には満足できないと思つて、今までのところは、伝染病予防であるとか、病虫害の駆除であると

なことで費用が要つて、歳入に欠陥をなすべり出しで出たわけですが、それであれば、これは大へんなことであつたと思う。私どもは、あくまでも特例法を設けてもらつて、いろいろの災害復旧事業、関連事業等に對しては、でき得る限り國の負担を高額にします。それから、その後の措置といたしましては、本年は、まず第一には、交付税、特別交付税等を見ていかなければならぬ、しかし、これは幸い今回の予算補正によりまして相当の交付税が出てことになつたわけであります。それらとも関連して、実は明年度返すべき交付税が二十三億ばかりあるのであります。それもこの際返して、それらをも財源にして、でき得る限り高率補助をしてもらいたいという主張を続けます。それから、交付税につきましても、新たに追加された交付税が四百四十九億、合計して約百九十九億ばかり市町村に参る、こうしたことになつて、一応特別交付税である程度のものは見いく。さらに、それで足らないもの

に御配慮いただいておる長官にお尋ねしようとは思いませんが、しかし、たゞいま長官のお話を聞いておりまして、政に携わって参りました者から考えて、その御意見には満足できないと思つて、今までのところは、伝染病予防であるとか、病虫害の駆除であると

○丹羽(兵)委員 これ以上地方団体の健全なる発展ということについて、常

○丹羽(兵)委員 これ以上地方団体の健全なる発展ということについて、常

○石原国務大臣 私も、決してないと

おつしやつていらっしゃるようになります。今度の災害と三十五年度の予算の関係で、ああいう方法、ああいう政府の答弁の仕方が支障がないと言われるだけのことであって、地方公共団体は、今まで見ても、あるいは交付税でいつまでも見てもらえるものではない。今は、国民もやかましく言っている、代議士もやかましく言って、わあわあ泣きつくから仕方がない、というので、それはこまかしの手で、そのうちに代議士も泣きたびれるだろう、こういう泣きくたびれるのを待っているということかもしれないが、それでは、地方公共団体は栄養不良で死んでいきますよ。御承知のように、今の制度でいくならば、わが党が天下をとっている。社会党が天下をとつたらどうなるかわかりませんが、今の自由民主党の政府の考え方というものは、地方公共団体が健全にあって初めて國もいける、こういう考え方なんです。それが、あすやあさてことしや来年、災害のときだけ工合よぐ、左官が工合よく上塗りするように、あとは腐ろうが、栄養失調にならうがというやり方では、ほんとうの行き方ではないのですから、もう少しがんばって下さい。私は、大臣がしないといふおつしやるならば、完全な資料のない限りは承知はできない。

福島県の一人として、ほんとうにやつて下さる皆様事務当局にお尋ねした方が——これは選挙区に対する放送の演説じゃない、選挙区に対するはつたよりの演説じゃないのですから、事務当局の、ほんとうにやつて下さるあなたの選挙区ではないのです。きょうも三県代表議士会で聞いたのですが、十万か八万とか知りませんが、そういう方々が、まだ水上生活をしていらっしゃる。一生懸命努力はしておつて下さるのだが、あれから五日十日たった今日、堤防も——建設省の堤防もございましょうし、あるいは干拓堤防もございましょうし、あるいは町村堤防もございましょうが、しかしながら行ってみたが、なるほど水上生活をしていらっしゃる。一生懸命努力はしておつて下さるのだが、あれから五日十日たった今日、堤防も——建設省の堤防もございましょうし、あるいは干拓堤防もございましょうし、あるいは町村堤防もございましょうが、しかし、何といっても第一番にこれをせきとめていたくのは建設省の責任なんですね。救济というよりも、国民の災害です。救济というよりも、国民の災害を政府が責任を持つて救济してやるのだ、復興は政府の責任だという考え方でいかれるならば、当然建設省がさしあたってこの復旧事業を責任を持つてやつていただけののですが、ほんとうのところを聞かして下さい。大臣は、いろいろと政治的な含みがあつて工合よく御答弁なさるのでいけませんが、あなた方は、災害があつてから五十日、まだ水の中におるといふことは、一体かわいそうと思ひにならぬのか、まあやむを得ぬぞ、大きな災害だから、と思っていらっしゃるのか、一体、ほんとうのお気持は、政務次

官、どうでしょう。あなた方は、水の中につかっているのはやむを得ぬぞ、災害が大きかったのだから、あきらかに、今に水が引くから、とお思っておけ、いらっしゃるのか、わいそうだな、と心から同情していらっしゃるのか、政府の考え方といふか、実際先頭に立つてやっておつてしまふに思つて下さるあなた方がどういうふうに思つていらっしゃるか、率直に一つお聞かせを願いたいと思います。

○大澤(雄)政府委員　ただいま丹羽委員から切々の御意見がございました通り、災害発生後、もうすでに五十日を過ぎました今日におきまして、惨な水中の生活を余儀なくされております事実は、文明国、ことに憲法におきましても、国民の幸福な生活を守ることが義務になっておりますこの新憲法からいきまして、實に当局としては申しわけのない取り扱いであると考えておる次第であります。災害とは申ながら、まことに遺憾な状態である、一日も早くこの状態を解消いたしまして、そして国民の生活の安定復興をはからなければならぬということを強く感をいたして、最善を尽くしておるような次第であります。

○丹羽(兵)委員　それでは、率直にお尋ねしますが、災害対策本部を設けて、政府の高位高官の方がお出向きをいただき、県と国と地方団体と渾然一体となつて災害復旧をやり、人心の安定をはかっておつていただき、それは今の御答弁の通りですが、五十年たつて、まだ水の中に入つておるというのは、これはもう否定できない事実でしよう。だから、私のお尋ねしたいのは、それまでおつしやるならば、現在

のわが党の政府の力で、實際において
これ以上の方針はありませんか。
体、五十日もたって、まだせきとめ
ようせぬ。自衛隊も出でておる、ポン、
もどこからか取り寄せた、技術屋も
ておるというようなことはおつしや
ますが、いかに決壟個所が広いとは
え、こんなものくらいは、私はまださ
とか方法があると思うのです。實際
で、これ以上のせきとめの方法とい
え、早くやる方法はないのでしょうか。
か。技術からいい、あるいはすべてで
政治力を寄せて、もう少し何とかな
うなものですが、もう政府としての
全知全能、全力をあげて、あれだけの
力よりありませんでしようか。それ一
も財政的に、大蔵省の方から、まだ大
法はあるが、錢を使うと困るからと
のことは心配してくれるな——地方へ
行かれて、金のことは心配するなし
ないとおつしやっているのか。大蔵省の士
は、總理大臣のおつしやるよう、へ
はないと思うのですが、日本の建設業
の力といふのは、この程度のものでさ
か。私どもは、今の建設省の陣営に
与党であろうが、安心してついでい
わけにいかぬと思うのです。一体、な
ぜせきとめられないか、一つ聞かせて
下さい。それは政務次官でなくとも、
局長いいのです。局長の方がほんとさ
ることを言うでしょう。ほんとうは、
金を使ってはいかぬと大蔵省で押えて
おるとか、表面はこうこう言つてい
が、そう使うなよとか、こういう方針
があるということを言うなど、大臣の
方で押えていらっしゃるかもしれない

い。だから、技術屋として、ほんとうに河川局長が、こんな程度より日本の政治力はないと天下におわびを申し上げられるかどうかということなんですね。それを一つお聞かせ願いたい。

○大澤（雄）政府委員 締め切り復旧の費用につきましては、予算上の制約はございません。予備費におきまして必要な予算は十分配賦を受けておる次第でございます。最善を尽くして努力をいたしておりますが、御期待に沿うとのできないことは、まことに私も遺憾に存する次第でございます。これにつきましては、先ほどお答申上げた通りでございます。なお、ただいまのお尋ねにつきましては、具体的に、責任者でございます河川局長からお答え申し上げさせていただきたいと思います。

○丹羽（兵）委員 政務次官からそのように御答弁があれば、何をか言わん。予算に対する制約は受けていない、しかししながら、建設省が持つ、日本の現在の政府が持つ力というものはこれ以上ない、これ以上何の方法もないと断定してよろしくうござりますか。

○山本（政府委員） 能力と申しますか、たとえば、ああいうところが二百数十カ所も破堤いたしまして、これを復旧するには大きな機械力が必要でございますが、船を持って参りましても、そこに電気が参りませんと動かぬとか、あるいは船で物を運びますにいたしましても、海が浅くて大きな船では着けないとか、小さい舟を集めなければいかぬとか、そういうふうな具体的な問題がございまして、現地にあります事件が起きてから私どものとりまし

た処置いたしましたは、先ほどからお話をありましたように、名古屋に各省とも全部責任者が集まりまして、各機関とも全力を注いでやつていただきたわけでござります。建設省の所管であります海岸堤防の縮め切りでござりますので、各省のあらん限りの援助をいただきましてやつたわけでございまが、今回の場合におきましては、これ以上の処置は私はとれなかつたといふうに考えております。

ただ、ああいうふうな危険地帯につ

きまして、あらかじめこういうふうな材料を用意しておくとか、舟を買っておくとか、そういうふうなことがありますればできたと思いますけれども、そういうふうな準備的問題を、どこにもかこにも準備しておくといふことは、なかなか、これもまたむずかしい話でございます。従いまして、舟を集めにいたしましても、全国からこれを手配したというような状況でござりますので、あらかじめもつと舟の数が全国的に準備ができるとかいうようなことが前提にありますれば、まだ早くできたということはありますようけれども、今回、現状におきましては、これ以上の方はなかつたというふうに私は考えております。

○丹羽(兵)委員 そういうような御答弁があるならば、私は、次にお尋ねしなくちやならぬことになるのですが、能力はある、しかしながら、こういうような災害が起きたということでおききたというそのときから手配をして、全力をあげてこの程度のものだ、こういう御答弁なんです。そういう言い方だとすると、私は、次にお尋ねしたいのは、今度堤防が決壊いたしまして、

そうして五十日も、あるいはこれから幾日になりますか存じませんが、早くやつていただかなければ困るのです。が、そういう点はいわゆるゼロ地点だ、マイナス地点だと、同じ政府機関がちゃんと発表しているでしょう。われわれは常に、この辺は低いから何とか堤防を強化していただかなくちゃならぬということを、ここに綱島先生もおいでになりますけれども、委員会等を通じたり、あるいはまた委員長を通して政府に、反省をしてやっていただきようにしてお願いしてきた。それと同時に、今申し上げたように、同じ政府機関は、この地点はゼロ地点である、マイナス地点であるから、もし、万が一災害でもあったときには、この付近は水に侵されるぞ、水を引く手はないぞというように勧告しているでしょう。政府自身が、いかに建設省でなかろうが、農林省でなかろうが、同じ内閣のもとの一つの機関が、もう注意を与えておる。私はそんなことは申しませんが、それと同じように、オランダなんかは、聞くところによれば、マイナス何メートルというようなところに都市や家を作つておるそうですが、そういうオランダの堤防が切れぬとは言えないですよ。また切れたときに、日本ののような手ぬるい、五十日たつてやつとポンプ船を集め、五十日たたぬことにはそだが集まつてこない、五日は水の中につかつておれといふことで、オランダの国民はそれで承知しておりますか。私は、オランダにたとえることが悪いかもしだせんが、しろうとでわかりませんけれども、政府機関が、切れたらオランダのようにならざることを注意しておるでしょ

う。注意しておるにかかわらず、今お話しのあつたように、このことは予期してなかつたので段取りをつけておらなかつた。切れて初めて段取りするから、おくれるのはやむを得ぬというのは、それは能力があるのだから、もつと以前から考えておけば、あるいはもうと方法があつたかもしれないというような言い方——切れて勘考すればいいということは、これは盜人を見てなわをなう、火事を見てからボンズを買いつぶると同じようなことで、これでは国民といふものは全くたまつもんじゃない。こんなばかなことは、私はないと思うのですよ。オランダなんかへも、建設省から、あるいはまた政府の要人もときどきお出向くなるのであるが、オランダは、切れたらそういうふうなところからばつとせきとめるけれども、日本では、切れてから建設省が十分検討して、どこから船を集めたり、ボンブ船を集めたり、それを買ひ集める、五十日は水の中につかっておれ、そういうような方針なんですか。それじや国民は承知しないでしょう。これがマイナス地點であり、ゼロ地点であるということは、政府がちゃんと発表しているんですよ。なぜそれまでに、今日能力があるのだ、もつとやる方法はあるのだ、金の制約はないのだとおっしゃるならば、もう少ししながらも切れたときのことぐらいは考えて、切れてから段取りを考えるなんということをやつておらずに、その責任というか、その責めというか——私は切れたことを云々するのではない。切れたらすぐと手配してくれなければ困るのですが、そういう点について、良心的に何ともお考えにならぬかどうか、

○山本政府委員 お聞かせを願いたいと思います。
まして、十分なところにございまして、今回とり
ました処置は、われわれのできる範囲
におきましては最善の処置をとったと
いうふうに考えております。先ほど申
し上げましたのは、ボンプ船にいたし
あります。そこで埋立工事なりをやつ
ておりますために、相当遠方にあるも
のもあります。従いまして、それらを
現地に集結するのに、ある程度時間は
かかるわけござります。それらが
たとえば近くにありますならば、到達
時間ももう少し早くできたということ
も考えられると思ひますけれども、や
はり遠くのものも集めなければ、あそ
こを全部間に合わせるだけのものがな
かつたというのが実情でございまし
て、あのために、ほかの方を犠牲にし
てまでボンプ船を持ってきたというの
が実情でございますので、われわれの
とりました切れてからの処置というも
のにつきましては、できるだけ、もう
可能な限度の努力をいたしたというふ
うに考えております。

にいきません。農林省の堤防も切れているのですから、そう建設省だけをうわけにはいきませんが、そういううなマイナス地点であるということはちゃんと政府は知つておる。みんな考えていらっしゃる。それにもかかわらず、そういう発表のあったことはもう馬耳東風と聞き流して、切れてからいよいよその対策を考える。切れてから、全国のボンブ船を集めてきて、せきとにかくにかかっていらっしゃるから、五十日も水の中であつぶあつぶやつておるので。そうでしょう。そういうようなことは、オランダなんかでもやり方でしようか。私はオランダに行つたことはないで知りませんが、オランダの国民党は、政府に黙つていいとボンブ船を集めてきてやるというようなやり方でしよう。私は、何も津島や十四山の人があれからつくつておつたとて、自分の選挙区ではないのですよ。私の選挙区ではないけれども、おそらくあそこの選挙区にいらっしゃる人は、ほんとうにばかばかしくて政府に質問する勇気がないといふくらいでしょ。私はそぞろくからしくてものが言えぬ、ほんとうにばかばかしくて政府に質問する勇気がないでしょ。だから、少し離れた私が思つたのです。これでは、あなた、もう日本の海岸といふか、特に先ほど自治府長官にも申し上げたように、神戸だってマイナスの地点があるんですよ。東京の台風がきたら、大蔵省の足元まで水がたしになる、引かな、こう言つてたつてあるでしょ。先回、何と言ひました。東京にあの十五号台風、伊勢湾台風がきたら、大蔵省の足元まで水

おるでしよう。だからして、私は声を大にして言つておる。そういうことを政府で発表しつつ、それは全然考えてない、切れてから全能力を上げているということならば今までのことは、何も対策を考えず、今まで少しも心配せずに、全然関心を抱かずに、さあ切れたらということで、どうぼうを見てなわをなうと同じじやありませんか。それでは持たぬので、その点をはつきりもう一べんお尋ね申し上げたいと思ひます。

○大澤(雄)政府委員 だんだんの御質問、災害予防の対策の必要なことにつきましては、ただいまのお説に同感でございます。今回の潮止めの費用でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように予算の制約はございませんが、この災害の予防の対策、あるいは国土保全の対策につきましては、なお私どもが考えておりましますが、これにつきましては、なほいろいろな制約でたところが、これはいろいろな制約で十分できておりませんことを遺憾に存する次第であります。これにつきましては、ただいま明年度の予算に要求をいたしております治山治水五カ年計画、これらの海岸堤防その他に關する要求も、今回のこの災害の様相、被害の実情にかんがみまして、十分練り直しまして将来遺憾なきを期したいと存じておる次第でありますから、御了承願いたいと思います。

○丹羽(兵)委員 もう三点だけ簡単にお尋ねしますが、これ以上何とも方法が立たぬという考え方を建設省が持つていらっしゃるのに、こんなつまらぬこけれども、しかし私は、こういう点だけはただしておきたいと思うのです。い

よいよ潮どめ工事に着手するまで、全体の計画を災害対策本部でお立てになつた。Aの個所、Bの個所、Cの個所、Dの個所と、ずっと何十カ所ある個所の潮どめの全体計画をお立てになつたのですが、その計画をお立てになるのに——良心的に答弁して下さい。私は決してあなたの方の手落ちを責めようとは思っていないのですが、この潮どめの全体計画に、実際手違いがなかつたかどうか。なかつたときっとおっしゃるでしょう。その答弁を聞かぬ先に言つておきますが、なかつたとおっしゃるでしょう。なかつたとおっしゃるなら、また次の機会に資料を持ってきて言うのですが、潮どめの全体計画というものに対しで、たとえばこんな大工事にならなかつたとか、こんな難儀な工事にならなかつたとか、あるいは軽く考えてみたとか、あるいはこの個所でせきをとめた方がよかつたが、いろいろ政治的な事が加わって個所を変えたというような、こういうような全体の計画について、手違いというものはなかつたかどうかということをお尋ねしたい。

○山本政府委員 当初立てましたといふのは、いつころのお話かわりませんけれども、初めの状況をおきましては、現地の破損個所の状況が全部まだつまびらかにできないというような状況でございましたので、初めのときに予定日数等におきまして、大体の様子によりましてそれを申し上げたところは、予定日数等におきまして、実情の判明するに従いまして順序正しく復旧を進めていくことにしておりまして、それらにつきましては、現在までのところ、

そこを来たしたというようなことは、私どもないというよう思つております。ただ、個所別に、ここを締め切ることは相当时間がかかりそうだからほのかのところで締め切る、締め切る方法ではほかの方法を使う、道路を上げるというふうに、できるだけ早くやれるよ個所は全部ふさぐわけでございますけれども、目的を達するために、途中で別の方法をさらにつけ加えたというようなことはありますけれども、全体としての工事の進め方といたしまして、そこを生じたというようなことはないというふうに考えております。

○丹羽(兵)委員 そうしますと、全体計画といふものには大した手違いはなかった、そこはなかったが、個所々々に応じて締め切りの工法、及びその締め切るところをAのところからBのところ、あるいはBと予定しておったところをAの方に変えた、こういうようなどころはある、こういうことなんですね。

○山本政府委員 それは現地の状況あるいはその後の潮の出入りによりまして、切れた個所が深くなったりいたします。初めに切れた状況よりも、しばらく時間がたちますと、潮の出入りによりまして非常に深くなつたというようなことも考えられますし、そういうふうな点から、最後の締め切り場所を技術的に変更したというようなことはあると思いますけれども、その他にはございません。

○丹羽(兵)委員 建設省の事務当局はそういう御答弁よりできぬだらうと思うのですが、しかし私が先回参りますと、たとえて言うとAの個所でやろう

としたのをBの個所に変えた。最初はBの個所であったのがAの個所に変えられた、またAの個所からBの個所へ変わった。そのために、今日こうした水の中に浸つておる。これらも、県及び建設省の事務的な見方に非常に間違いに対する幾らかの政治的な圧力等が加わって——圧力と言うと変ですが、いわゆる政治的な考え方方が加わって、津島はこのように水にあるんだ、こういうことを言つておる。私は、局長さんの答弁で、それ以上もう少し調べてみないと何とも言えませんから、もうおきます。

次にお尋ねしたいのは、締め切り等の緊急施工について、予算関係によつて工法が変わつたとは思はない、絶対に大蔵省からの金に対する圧力といふか、金に対するいろいろな意見はなくして、技術的なながめてこれが最善だ、技術的にいってこれがいいというような工法をとつたので、決して金によつて工法あるいはその他のことについて変えられたものでないという政務次官の御答弁であります。私もそうでもなくちやならぬと思う。總理大臣がいらっしゃって、大蔵大臣がいらして、いろいろ力強く言つておつていただきますから、それに間違いないと思うが、事実はそうじやないのでよ。これは違うとおっしゃるなら、私が申し上げます。こういう工法をやれば防ぎとめられるのだ、この工法でやれば早く防ぎとめられるのだけれども、しかしながら金がかかるからやめて、自衛隊の一俵々々

かついいだあの方法でいこうといふやうなやり方に変わつたと新聞も書いております。また関係者もそう言つてゐるのです。そのためにはいぶん水出しがおくれております。それで今日でもおくれております。そんなことを今局長が言つたらしやる。船を沈めるところの説です。そういう耳打ちをせられたでしよう。これは氣の毒だ、すぐにでも船を沈めて、流れ口の水勢をとめてやろう、どれくらい金がかかつてもよい。そういう考え方で相当計画を進められた。それがだんだんと、先ほど私が申し上げましたように、泣くのが静まつてくる、耐えられない、泣く力もないのです。もう疲れてしまつて泣く力がないくなつてくると、政府は、泣かないのならもういい、金のかからない方法を取り入れて、どうやうなやり方をしようとしていらっしゃる。財政上、予算上のそういう考え方で工法が変わったとか、手おくれがしたことは絶対ないというような答弁は、地元としては了承しかねるのですが、その点を一つもう一べん御答弁願いたいのであります。

聞の報道は、新聞社自身が考えたことであって、政府の関知したことではない。今やつておるのは、予算上の制約はさらに受けない。先ほど申し上げたように、日本の建設省の力のある限り、現在の段階において能力のある限り、すべての技術、全知全能をあげてやつておる、こういうことに解釈しないでしようか。

○大澤（雄）政府委員 先ほど来たびたびお答えを申し上げましたが、予防対策をいたしましては、これはいろいろ御意見もございましょうし、また私どもも、十分の措置を遺憾なく尽しておったとは申し上げることはできませんが、しかし、事後の措置をいたしましては最善を尽くしておる、こう信じておる次第でござります。

○丹羽（兵）委員 次にお尋ねしたいのは、緊急の場合でありましようから手違いもありましようが、緊急工事、特に防ぎとめなどをなさるに、一応契約という形をおとりになつたでしょう。これは国が直接契約なさった個所はないと思う。県が契約したり、また国もこれに干渉してお見えになるのです。が、もうゆっくり公共事業をやると違いまして、水につかっておる連中は、一刻も早く、一時間も早く水から救つてほしいというこの気持ちにおいて、早く締急施工の契約をなさるのである。今度の契約上の手違いから、工事がおくれたという個所はありませんか。契約上の手違い、あるいは能力のない請負業者に契約したために、十日も一週間も防ぎとめ工事——私ははっきり言つておきましょう。能力のない請負者というのは、中には、水の中

に浸つておる人のことを思わない、読
れば何とかなるだらうというので、
能力を持つております、ポンプ船をも
持っております、幾らでも予定の期間を
にできますといって、市や県や、ある
いはあなた方に運動するでしょ。
また、それをよく調査なさって御契約
なさるでしょけれども、そういうう
うことで契約なさつて調査の不十分
から、契約なさつて、実際にそのため
に工事がおくれたという個所はないとい
おっしゃいますか。そういうような手
違いがあつたとお認めになりますか、
いかがです。

持ちをくるようなことは、国民の税金を保護しておるわれわれとしては承服しない。こういうことで、自衛隊は決して行かない。だから途中で——私のところに来ますれば、調査不十分で契約さして、自衛隊が手伝ってくれるだろう。学徒が来るだろう。学生は何も知りませんから、請負師の仕事であろうと、もつこかつぎに行つたが、土俵かつぎに喜んで行つた、自衛隊は、その点ははつきりしておって行かない、だから人夫は集まらない、仕事はできない、地方ではやかましくなつて、本の中におる者はけんけんうごうとその業者に対する批判をする。こういうようなことで、調査が不十分で、請負師が手持ち一ぱいで十分やれない、あるいは資材が回らない、器材が回らない、手数がない、人夫がないというようなことでやれないからということ、やり得ないということ、再調査をして、契約を変更せられたところがあるのですよ。ないということなら私はまた言いますが、もう危害地では気分的に非常に高ぶっておる。非常に高ぶっておりますから、今日、せつかく政府が現在の全知全能、全力をあげて、これ以上の方針はないといふ方法でやつていらっしゃるけれども、五十日水の中に入つておる、こういう人から言わしたら、もうけんけんこうこうと、ちょっとしたことでも批判をしておる。その批判が、全然当たらないわけではない、御労苦に対しても心から感謝しておりますが、やがてまた日本をこういうような台風が襲つた時に日本をこういうよ

ときに、これ以外の手はない、これ以下何とも処置ができないというようなことがあります。とでは、あまりにも国民が政府を信頼しないようになり、力としないようになって参りますから、今後のために、よく申し上げておこうと思っておるわけです。

次に、もう一つ申し上げますが、きょうも、委員長初め皆様方のお骨折りをいただいて、公共事業の町村負担なんかも特別なお骨折りをいたいたのですが、端的に申しますと、海岸堤防の管理といふものは、ここは千拓堤防だ、ここは県の堤防だ、ここは町村堤防だというので、海岸堤防の管理がばらばらなんですよ。川にもそれはあります。直轄河川だ、準用河川だと、いうものもありますが、川は、ある程度集水面積の規模等がありましてやむを得ないことかもしれません、海岸といふものは太平洋です、海水なんですね。だから押し寄せてくる水が、ここは直轄のところだから強く当たられ、ここは県、町村だから手心を加えて当たれ、こういうようなわけではないのです。と同時に、地方公共団体が非常に財政的に逼迫しておりますから、たとい九割の補助をいただいても、あとの一割は自分で持たなければなりません。だから完全な工事をしておかないと、ありますから、これがいつも切れやすいわけなんです。だから私は、これは無理かもしれないが、押しあげてくる水は共同の敵なんですから、そうして一たん切れたたら、これが回ってくるのは、その堤防が干拓堤防であろうと、県管理の堤防であろうと、どこであらうと、水は全部回るのですから、今後一つ、いろいろの御都

合もありましょが、少なくとも海からいは、全部県なりあるいは国にして、括した管理の方法はないものか。われわれは、県議員當時から、盛んに町村管理の河川を皆様方にお聞きをしておる。県を通じたり、ある局は、すべてを、いろいろな歴史がかかるとか、あるいは何とかかんとかいて、全部引き受けただけない。だからこの海岸は、今後近い将来において、國で全部を管理するか、あるいは力ある県に管理させる方式をとっていいっていただけないものか、その点をもう一つだけ承っておきたいと思います。

○山本政府委員 海岸堤防におきまして、一連の堤防があるのに、その区間にいろいろの管理地帯があるということでおなことで、非常にまちまちになるというお話でございます。これは海岸堤防の歴史が、非常に作った人がかわっておると、いう歴史がございまして、そういうふうになっておるのでございますけれども、海岸法制定以来、各海岸につきましては主務大臣が設定されておるわけでございまして、國の目が届くようになつたわけでござります。ただ、各省間において計画のそがあつてはいけないということが残るわけでござりますので、その点につきましては、今回の高潮対策におきましては各省間に協議会を作りまして、少なくとも計画面におきましては一致させておこう、しかも、工事の進捗程度も各省ばらばらでないようやろうといふことで、協議会をすでに発足させまして、それらの計画につきまして打ち合せを始めております。従いまして、

その結果、計画におきましても、今後の工事の進捗におきましても、歩調がとれて進めていけるというふうに考えております。

それから、国が工事をやれというようなお話でござりますが、この点も、私どもは、ぜひそういうふうにした方が一連のものにつきましてよろしいわけございまして、従いまして、今は直轄工事ということにはできません。したけれども、木曾川等につながる一連の海岸堤防につきましては、國が委託を受けまして工事を一緒にやろうということにしたわけでございません。御質疑は、もともと次第でございますので、私どもいたしましては、極力そういうような一連の工事が、計画も工事の進捗の程度も、マッチしていけるようなことに進みたいといふように努力いたしております次第でござります。

○丹羽(兵)委員 建設省御当局がその方針で今後、工事はもちらんのこと、管理にまで思いを及ぼしていただくということは、海岸に住まい、また海岸を持つものとしては大へん力強く思つたのですが、ただ各省間の意見、工事の施工、工事の設計等について意見を出します立場、地元負担というものの立場で考えますと、これはもう県と町村といふものとは比較にならないですよ。だから、町村堤防というものから今日また大きな決壊、しかもゼロ地点になつておるようなところは、何ともしようがない、また五十日ほつておかなければならぬですからね、それでおさまらない。だからこれらの点も、地方自治体との交渉もありで

しあうが、大いに一つ研究を進めていただきたいと思います。

最後にお尋ねしたいのは、道路関係なんです。政務次官、あちらにお行きになつてごらんのことと思ひますが、国道は通れなかつたでしよう。日本の国道なんといふものは、全く道路になつていないと私は思います。たんぱを埋めて、通るから舗装しよう、通りを道路と名づけておるだけあります。少なくとも道路だつたら、ある程度の高さに基準をそろえていくべきだろうが、低いところは低いところにならしてそこを舗装して、通るからそことを道路と名づけておるだけあります。何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですが、これでは、とてもどうにかあつたときには交通が遮断する。それで先回も話がありましたように、人心の上からいったって、物価の上からいったって、あるいはまた通勤からいつても、それは問題にならぬ大きな影響があると思うのですが、もう少し、今度の災害を契機とせられまして、たんばを埋めて、そうして通れるところを通してそれを道路と名づけるといふことを高いところは高いところ、低いところは低いところに合わせていくといふような、そんな道路ではなくて、ほんとうの道路を作つて、何事があらんときにも役立つようになりますけれども、これはもう県と町村といふことで、まことにありがたいことだと思つます。私は、今次の災害で、全く日本の道路のないこと、道路のほんとうに悪いことを非常に感じたわけなんだと思います。今度の海岸等も、海岸堤防を

お作りになるのでしょうか、海岸堤防を一つ道路にしたらどうです。そうして、心配ない、だまされるようなことなど、もう一つ特にお願いしておきたのは、先のことは委員長適当にやつておけばいいのですが、特にこれから申し上げる一言、二言は、委員長において御採択を願いたいと思う。それ以上の方舟は求めませんが、一つ道路に対しても、災害から生まれてくることを道路と名づけておるだけであつて、何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですから、政務次官その点を一つお考えを願つておけば、私はそぞれ以上の答弁は求めませんが、一つ道路に対する非難というものも非常に高まつてきましたから、政務次官その点を一つお考えを願つておけば、私はそぞれ以上の答弁は求めませんが、一つ道路に對しても、災害から生まれてくることを道路と名づけておるだけであつて、何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですが、これでは、とてもどうにかあつたときには交通が遮断する。それで先回も話がありましたように、人心の上からいったって、物価の上からいったって、あるいはまた通勤からいつても、それは問題にならぬ大きな影響があると思うのですが、もう少し、今度の災害を契機とせられまして、たんばを埋めて、そうして通れるところを通してそれを道路と名づけるといふことを高いところは高いところ、低いところは低いところに合わせていくといふような、そんな道路ではなくて、ほんとうの道路を作つて、何事があらんときにも役立つようになりますけれども、これはもう県と町村といふことで、まことにありがたいことだと思つます。私は、今次の災害で、全く日本の道路のないこと、道路のほんとうに悪いことを非常に感じたわけなんだと思います。今度の海岸等も、海岸堤防を

お作りになるのですが、その政令について、委員長も大へん御配慮いただき、愛知県、三重県、岐阜県等において、道路のことについては非常に関心を持っております。それと同時に、日本にこんな道路よりないかと、国道一号があの通りですから、国民の道路に対する非難というものも非常に高まつてきましたから、政務次官その点を一つお考えを願つておけば、私はそぞれ以上の答弁は求めませんが、一つ道路に對しても、災害から生まれてくることを道路と名づけておるだけであつて、何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですが、これでは、とてもどうにかあつたときには交通が遮断する。それで先回も話がありましたように、人心の上からいったって、物価の上からいったって、あるいはまた通勤からいつても、それは問題にならぬ大きな影響があると思うのですが、もう少し、今度の災害を契機とせられまして、たんばを埋めて、そうして通れるところを通してそれを道路と名づけるといふことを高いところは高いところ、低いところは低いところに合わせていくといふような、そんな道路ではなくて、ほんとうの道路を作つて、何事があらんときにも役立つようになりますけれども、これはもう県と町村といふことで、まことにありがたいことだと思つます。私は、今次の災害で、全く日本の道路のないこと、道路のほんとうに悪いことを非常に感じたわけなんだと思います。今度の海岸等も、海岸堤防を

やつておるのですが、その政令について、委員長も大へん御配慮いただき、心配ない、だまされるようなことなど、もう一つ特にお願いしておきたのは、先のことは委員長適當にやつておけばいいのですが、特にこれから申し上げる一言、二言は、委員長において御採択を願いたいと思う。それ以上の方舟は求めませんが、一つ道路に對しても、災害から生まれてくることを道路と名づけておるだけであつて、何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですが、これでは、とてもどうにかあつたときには交通が遮断する。それで先回も話がありましたように、人心の上からいったって、物価の上からいったって、あるいはまた通勤からいつても、それは問題にならぬ大きな影響があると思うのですが、もう少し、今度の災害を契機とせられまして、たんばを埋めて、そうして通れるところを通してそれを道路と名づけるといふことを高いところは高いところ、低いところは低いところに合わせていくといふような、そんな道路ではなくて、ほんとうの道路を作つて、何事があらんときにも役立つようになりますけれども、これはもう県と町村といふことで、まことにありがたいことだと思つます。私は、今次の災害で、全く日本の道路のないこと、道路のほんとうに悪いことを非常に感じたわけなんだと思います。今度の海岸等も、海岸堤防を

お作りになるのですが、その政令について、委員長も大へん御配慮いただき、心配ない、だまされるようなことなど、もう一つ特にお願いしておきたのは、先のことは委員長適當にやつておけばいいのですが、特にこれから申し上げる一言、二言は、委員長において御採択を願いたいと思う。それ以上の方舟は求めませんが、一つ道路に對しても、災害から生まれてくることを道路と名づけておるだけであつて、何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですが、これでは、とてもどうにかあつたときには交通が遮断する。それで先回も話がありましたように、人心の上からいったって、物価の上からいったって、あるいはまた通勤からいつても、それは問題にならぬ大きな影響があると思うのですが、もう少し、今度の災害を契機とせられまして、たんばを埋めて、そうして通れるところを通してそれを道路と名づけるといふことを高いところは高いところ、低いところは低いところに合わせていくといふような、そんな道路ではなくて、ほんとうの道路を作つて、何事があらんときにも役立つようになりますけれども、これはもう県と町村といふことで、まことにありがたいことだと思つます。私は、今次の災害で、全く日本の道路のないこと、道路のほんとうに悪いことを非常に感じたわけなんだと思います。今度の海岸等も、海岸堤防を

お作りになるのですが、その政令について、委員長も大へん御配慮いただき、心配ない、だまされるようなことなど、もう一つ特にお願いしておきたのは、先のことは委員長適當にやつておけばいいのですが、特にこれから申し上げる一言、二言は、委員長において御採択を願いたいと思う。それ以上の方舟は求めませんが、一つ道路に對しても、災害から生まれてくることを道路と名づけておるだけであつて、何の役にも立たない。初めてあの国道にドラムカンを並べて、道路らしい高さに持つていって道路ということにしたのですが、これでは、とてもどうにかあつたときには交通が遮断する。それで先回も話がありましたように、人心の上からいったって、物価の上からいったって、あるいはまた通勤からいつても、それは問題にならぬ大きな影響があると思うのですが、もう少し、今度の災害を契機とせられまして、たんばを埋めて、そうして通れるところを通してそれを道路と名づけるといふことを高いところは高いところ、低いところは低いところに合わせていくといふような、そんな道路ではなくて、ほんとうの道路を作つて、何事があらんときにも役立つようになりますけれども、これはもう県と町村といふことで、まことにありがたいことだと思つます。私は、今次の災害で、全く日本の道路のないこと、道路のほんとうに悪いことを非常に感じたわけなんだと思います。今度の海岸等も、海岸堤防を

すでに一メートルの高さまで上がった
といふ報告でござります。それからも
う一つの個所は、全長にわたりまし
て、プラス・マイナス・ゼロまでの高
さに上がつた、一ヵ所だけが且下そだ
沈床を敷いておりまして、その上に石
を据え、土砂を据えていくわけでござ
いますが、従いまして、海部南部につ
きましては、ふだん干潮のときも外に
出ないというのが一ヵ所だけに縮まつ
たわけでありまして、その他の個所
は、干潮のときはすでに締め切りの現
場が見えるという状況になつております。
これにつきましては、この予定が
十一月末というような今までの報告で
ございますが、私は一週間程度は早め
られるのではないかとさうふうに考え
ております。このはつきりした見通し
につきましては、もうしばらく現地
の様子を見るし、またこちらからも督
促をいたしますし、また、材料等につ
きましても、十分鉄材等も準備してお
けといふようなことで、目下十分過ぎ
るほどの材料を準備して、最後の締め
切りに当たるようについてことを指示
しております。

ます。次に、長島の南部でござりますが、これは破堤個所が十一ヵ所ございまして、そのうち十カ所は完了いたしました。この地区が、やはり今までの報告だと、十一月の終わりになります。という報告でございますが、非常に中途が進みまして、十一月十六日を目標に目下作業中である。この通りに参りまするならば、半月近く工程が早められるのではないかというふうに考えております。それから桑名地区でございますが、桑名地区は、十一月十八日ごろには排水が完了できる。城南地区につきましては、十五日ごろに排水が完了できるということに相なっております。このうちで、海部北部が、締め切りは一応終わりましたけれども、排水が二十五日ということに相なっておりますが、これにつきましては、さらに促進するようにしておきますけれども、さらにお話しておきますけれども、さるに日来言つておりますけれども、さらにお話を促進しようということを考えております。

ば、なおそれに投入する、全面的に一
つこれの促進をはかるべく、もとより、
こうしたことなんです。そこで、二十
五日は数日早められるだろうという今
の御報告、きっとそうだろうと思いま
す。またそうでなければならぬわけで
す。今度私どもがちょっと不愉快に
思っているのは、自衛隊でも山をかけ
る癖が出てきた。可能なものに、多少
二、三日先を指定しておいて、そして
早めると、一つの演出効果をねらう
といったような——これは私はとんでも
ないことだと思うのだ。これだけの
被害に、そういう山をかけるようなこ
とがあつてなろうはずのものではござ
いません。これはふざけた話なんで
す。しかし、実際はそういうことを今
ここで取り上げて議論しようとは思
ませんが、七日なり八日なり堤防を
強化して、排水が十分できるようにな
くまでの距離を、やはり二日でも三日
でも短縮してもらいたいということ
を、この間よく建設大臣に申し上げて
おいたわけです。政務次官、あなたは
きょうはかわりですから、お帰りにな
つたら、ぜひ一つ至急手配をしても
らいたいと思うのです。自衛隊がこれ
についてどの程度具体的に増加せられ
たのか。一体対策する、すると言つて
おつても——ここで一々見ておるわけ
ではないが、われわれも連絡をとって
おります。そこで、ほんとうにあなた
の方でも真剣に指図をしてもらわなければ
いけないので。そこで、なけれど
この委員会が全員一致で決議をし
ば、この委員会が全員一致で決議をし
ることをわれわれはおそれるので、こ

ういうことをくどく申し上げる。だから、どうぞ一つ現地に至急手配をしていただきたい。

それからもう一つは、今の七十数台のポンプで排水をしていただくことは、けつこうだが、過日も申し上げておいたように、五万の都市である津島市周辺の二十キロの奥地は、日光川が破堤をしておらぬのだから、ぱつぱつ排水にかかれば水も変わるだろうし、あるいは多少でも引かせることができるのではないか、これはもう潮どめまでできているのですから、これに衝撃を与えたりしない限り、排水をすればそれだけの水は減るというわけですから、これは奥地から減っていく計算になるわけでありますので、どうか一つ、その順序もどうなっているか、これはまた明日つぶさに御報告を願いたいと思います。

○太田委員 知多半島の上野町はどうなっていますか。

○山本政府委員 上野町につきましては、十一日の八時におきました、一番深いところで残りが百十一センチという報告になっております。

○南條委員長 明日に続行することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会